

▲Universal Oneサービス契約約款（第8編）（平成23年BNSネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

目次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 約款の公表	4
第4条 用語の定義	4
第2章 専用サービスの種類	6
第5条 専用サービスの種類	6
第3章 専用サービスの提供区間等	6
第6条 専用サービスの提供区間等	6
第4章 契約	6
第1節 高速デジタル伝送サービスに係る契約	6
第7条 契約の種別	6
第8条 契約の種別	6
第9条 共同専用契約	6
第10条 専用回線の終端	6
第11条 専用申込の方法	6
第12条 専用申込の承諾	6
第13条 専用契約者数の変更	7
第14条 高速デジタル伝送サービスの品目等	7
第15条 品目の変更	7
第16条 通信又は保守の態様による細目の変更	7
第17条 最低利用期間	7
第18条 専用回線の移転	7
第19条 専用回線の利用の一時中断	8
第20条 付加機能の提供	8
第21条 高速デジタル伝送サービス利用権の譲渡	8
第22条 専用契約者が行う専用契約の解除	8
第23条 当社が行う専用契約の解除	9
第24条 接続契約者回線に係る契約解除等に伴う専用契約の扱い	9
第25条 その他の提供条件	9
第2節 イーサネット専用サービスに係る契約	9
第26条 イーサネット専用サービスに係る種類等	9
第27条 契約の種別	9
第28条 契約の単位	9
第29条 共同専用契約	9
第30条 専用契約者数の変更	9
第31条 最低利用期間	10
第32条 種類等の変更	10
第33条 専用回線の中継区間分散	10
第34条 専用回線の移転	10
第35条 専用回線の利用の一時中断	10

第36条	専用契約者が行う専用契約の解除.....	10
第37条	当社が行う専用契約の解除.....	10
第38条	回線終端装置の種類の変更.....	11
第39条	その他の提供条件.....	11
第5章	端末設備の提供等.....	11
第40条	端末設備の提供.....	11
第41条	端末設備の移転.....	11
第42条	端末設備の利用の一時中断.....	11
第6章	回線相互接続.....	11
第43条	当社又は他社の電気通信回線の接続.....	11
第44条	接続契約者回線の相互接続等.....	11
第45条	削除.....	11
第46条	同上.....	11
第7章	利用中止及び利用停止.....	12
第47条	利用中止.....	12
第48条	利用停止.....	12
第8章	専用回線の利用の制限.....	12
第49条	専用回線の利用の制限.....	12
第50条	接続契約者回線による制約.....	13
第9章	料金等.....	13
第1節	料金及び工事に関する費用.....	13
第51条	料金及び工事に関する費用.....	13
第2節	料金等の支払義務.....	13
第52条	専用料の支払義務.....	13
第53条	手続きに関する料金の支払義務.....	14
第54条	工事費の支払義務.....	15
第3節	料金の計算等.....	15
第55条	料金の計算方法等.....	15
第56条	料金等支払いの連帯責任.....	15
第4節	割増金及び延滞利息.....	15
第57条	割増金.....	15
第58条	延滞利息.....	15
第10章	保守.....	15
第59条	専用契約者の維持責任.....	15
第60条	専用契約者の切分責任.....	15
第61条	修理又は復旧の順位等.....	16
第11章	損害賠償.....	16
第62条	責任の制限.....	16
第63条	免責.....	17
第12章	雑則.....	17
第64条	承諾の限界.....	17
第65条	専用サービスの廃止.....	17
第66条	利用に係る専用契約者の義務.....	17
第67条	同上.....	18
第68条	専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等.....	18
第69条	削除.....	18
第70条	専用契約者からの通知.....	18
第71条	削除.....	19
第72条	削除.....	19

第73条	削除	19
第74条	削除	19
第75条	法令に規定する事項	19
第76条	閲覧	19
第77条	個人情報の取扱い	19
第77条の2	専用契約者に対する通知	19
第77条の3	不可抗力	19
第77条の4	特約	19
第13章	附帯サービス	19
第78条	附帯サービス	19
別記		
1	専用サービスの提供区間等	20
2	専用サービス（高速デジタル伝送サービスに限ります。）の提供に係る当社の電気通信サービスの契約	20
3	専用契約者の地位の承継	20
4	専用契約者の氏名等の変更	20
5	専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等	20
6	自営端末設備の接続	21
7	自営端末設備に異常がある場合等の検査	21
8	自営電気通信設備の接続	21
9	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	22
10	当社の維持責任	22
11	個人情報の取扱い	22
12	利用権に関する事項の証明	22
13	支払証明書の発行	23
14	削除	23
15	新聞社等の基準	23
16	削除	23
料金表		
通則		24
第1表	料金（附帯サービスの料金を除きます。）	26
第1類	高速デジタル伝送サービスに関する専用料	26
第2類	イーサネット専用サービスに関する専用料	55
第3類	手続きに関する料金	92
第2表	工事に関する費用（附帯サービスの工事に関する費用を除きます。）	93
第1	工事費	93
第3表	附帯サービスに関する料金等	97
第1	証明手数料	97
第2	支払証明書の発行手数料	97
料金表別表		
	複合利用割引の適用	98
別表	削除	99

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このUniversal Oneサービス契約約款（第8編）（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりUniversal Oneサービス第6種（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下「専用サービス」といいます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、専用サービスに附帯するサービス（当社がこの約款によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

2 当社が専用サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて専用契約者に通知するご利用ガイド等の専用サービスの利用に関する諸規定は、この約款の一部を構成するものとします。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の約款の効力発生後、専用契約者が特段の申出なく専用サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他専用契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、専用契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(約款の公表)

第3条 当社は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）において、この約款を公表します。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 専用サービス	契約の申込み等により当社が提供する区間において当社が設置する電気通信回線を使用して、符号、音響又は映像の伝送を行う電気通信サービス
4 専用サービス取扱所	(1) 専用サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により専用サービスに関する契約事務を行う者の事業所
5 専用契約	当社から専用サービスの提供を受けるための契約（臨時専用契約となるものを除きます。）
6 臨時専用契約	30日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約
7 専用申込	専用契約又は臨時専用契約の申込み
8 専用申込者	専用申込をした者
9 専用契約者	当社と専用契約又は臨時専用契約を締結している者

10 専用回線	専用契約又は臨時専用契約に基づいて設置される電気通信回線
11 サービス接続点	別記2に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備と接続契約者回線に係る電気通信設備を相互に接続する接続点（第43条（当社又は他社の電気通信回線の接続）に規定する接続に係る接続点を除きます。）
12 削除	削除
13 接続契約者回線	専用サービスと相互に接続する当社の電気通信設備（別記2に掲げる契約に基づいて設置されるものに限ります。）
14 削除	削除
15 削除	削除
16 取扱所回線	専用回線のうち、一端が当社の指定する専用サービス取扱所内に終端（サービス接続点におけるものを除きます。）するものであってその専用サービス取扱所内の部分
17 加入者回線	専用回線の一部であって、専用回線の終端（サービス接続点におけるものを除きます。）とその近傍の当社の指定する専用サービス取扱所との間の部分（取扱所回線であるものを除きます。）
18 特定加入者回線	加入者回線であって、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するLAN型通信網サービス（第3種サービスに限ります。）を利用して提供するもの
19 削除	削除
20 端末設備	電気通信回線の終端（サービス接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
21 専用回線等	専用回線及び当社が提供する端末設備
22 自営端末設備	専用契約者が設置する端末設備
23 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外のものが設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
24 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件に関する規則
25 回線終端装置等	専用回線の終端（サービス接続点におけるものを除きます。）の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
26 警察機関	警察法（昭和29年法律第162号）に規定する警察庁又は都道府県警察の機関
27 消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）に規定する国又は地方公共団体の消防の機関
28 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規

	定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
--	---

第2章 専用サービスの種類

（専用サービスの種類）

第5条 当社が提供する専用サービスには、次の種類があります。

- (1) 高速デジタル伝送サービス
- (2) イーサネット専用サービス

第3章 専用サービスの提供区間等

（専用サービスの提供区間等）

第6条 当社は、専用サービスを別記1に定める提供区間において提供します。

第4章 契約

第1節 高速デジタル伝送サービスに係る契約

（契約の種類）

第7条 高速デジタル伝送サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) 専用契約
- (2) 臨時専用契約

（契約の単位）

第8条 当社は、専用回線1回線ごとに1の専用契約（臨時専用契約を含みます。以下この節において同じとします。）を締結します。

（共同専用契約）

第9条 当社は、1の専用回線について専用契約者が2人以上となる専用契約（以下「共同専用契約」といいます。）を締結します。

（専用回線の終端）

第10条 当社は、専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを専用回線の終端とします。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

2 当社は、前項の専用回線の終端に係る地点を定めるときは、サービス接続点の場所を除いて、専用契約者と協議します。

（専用申込の方法）

第11条 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 専用サービスの種類及び品目
- (2) 回線数
- (3) 専用回線の終端の場所
- (4) その他その専用申込の内容を特定するための事項

2 接続契約者回線と相互に接続する専用回線に係る専用申込をするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) その専用回線と相互に接続する接続契約者回線に係る品目
- (2) その専用回線と相互に接続する接続契約者回線に係る終端の場所

（専用申込の承諾）

第12条 当社は、専用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、臨時専用契約に係る申込みがあった場合は、専用サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その臨時専用契約の申込みを承諾します。
 - 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 専用サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 専用申込者が専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) その他当社の専用サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、接続契約者回線と相互に接続する専用回線に係る専用申込にあっては、前項の規定に加え、専用申込者が、その専用回線と接続することとなる接続契約者回線について契約を締結している者と同一の者とならないとき（共同専用契約に係る専用申込の場合にあっては、その専用申込者全員が接続契約者回線について契約を締結している者全員と同一の者とならないとき。）には、その専用申込を承諾しないことがあります。

（専用契約者数の変更）
- 第13条 専用契約者は、専用契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たに専用契約者となる者又は利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申込書（第11条（専用申込の方法）の契約申込書に準拠したものとし、）を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の申込みがあったときは、第12条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（高速デジタル伝送サービスの品目等）
- 第14条 高速デジタル伝送サービスには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

（品目の変更）

 - 第15条 専用契約者は、専用サービスの品目の変更の請求をすることができます。
 - 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（通信又は保守の態様による細目の変更）
 - 第16条 専用契約者は、その専用回線（臨時専用契約に基づいて設置されるものを除きます。）について料金表第1表（料金）に規定する通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行うことができます。
 - 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（最低利用期間）
 - 第17条 高速デジタル伝送サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。
 - 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
 - 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除、専用サービスの品目の変更、料金表第1表に定める通信又は保守の態様による細目の変更又は専用回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

（専用回線の移転）
 - 第18条 専用契約者は、専用回線の移転の請求をすることができます。

ただし、サービス接続点の部分についてはこの限りではありません。

 - 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
 - 3 専用契約者は、次の場合には、その内容について契約事務を行う専用サービス取扱

所に届け出ていただきます。

- (1) 接続契約者回線に係る終端の場所について変更の申込を行うとき。
 - (2) 専用回線の終端において、接続契約者回線との接続を行うとき又は接続を廃止するとき。
- 4 前項の届出により、終端の場所を変更する必要があるときは、当社はその専用回線を移転します。

ただし、次の場合は専用回線の移転ができないことがあります。

- (1) 第12条（専用申込の承諾）第3項各号及び第4項のいずれかに該当するとき。
 - (2) その届出が臨時専用契約に係るもの場合は、専用サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。
- （専用回線の利用の一時中断）

第19条 当社は、専用契約者から請求があったときは、専用回線の利用の一時中断（その専用回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（付加機能の提供）

第20条 当社は、専用契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した専用契約者が付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難であるとき等当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- （注）当社は臨時専用契約を締結している専用契約者から請求があったときは、臨時付加機能（専用契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能を行います。）に限り提供します。

（高速デジタル伝送サービス利用権の譲渡）

第21条 高速デジタル伝送サービス利用権（専用契約者が専用契約に基づいて高速デジタル伝送サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 高速デジタル伝送サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により契約事務を行う専用サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定により高速デジタル伝送サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 高速デジタル伝送サービス利用権を譲り受けようとする者が高速デジタル伝送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 共同専用契約の場合にあっては、その譲渡についてその契約に係るすべての専用契約者の同意がないとき。
- (3) その譲受人が、その専用回線と接続される接続契約者回線の契約者と同一の者とならないとき（共同専用契約に係る利用権の譲渡の請求にあっては、その譲受人全員が接続契約者回線の契約者全員と同一の者とならないとき）。

- 4 高速デジタル伝送サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、専用契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（専用契約者が行う専用契約の解除）

第22条 専用契約者は、専用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行う専用サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う専用契約の解除)

第23条 当社は、第48条(利用停止)の規定により利用停止された専用回線について、専用契約者がなおその事実を解消しない場合は、その専用回線に係る専用契約を解除することがあります。

2 当社は、専用契約者が第48条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、専用回線の利用停止をしないでその専用回線に係る専用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、専用契約者にそのことを通知します。

(接続契約者回線に係る契約解除等に伴う専用契約の扱い)

第24条 当社は、専用契約者からその専用回線に接続する接続契約者回線について契約の解除若しくは利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その専用契約を解除します。

ただし、次に掲げる場合であって、その専用契約者からその専用契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

(1) 接続契約者回線に係る契約を解除すると同時にその契約に相当する契約を締結した場合

(2) 専用回線と接続される接続契約者回線に係る契約を解除すると同時にその専用回線に係る終端(サービス接続点におけるものを除きます。以下同じとします。)を取扱所回線に係る終端とした場合

2 前項に規定するほか、当社は専用契約者とその専用回線に接続する接続契約者回線の契約者が同一の者でないこと(共同専用契約については、その専用契約者全員が接続契約者回線の契約者全員と同一の者でないこととします。)についてその事実を知ったときは、その専用契約を解除することがあります。

(その他の提供条件)

第25条 この節に規定するほか、高速デジタル伝送サービスに係る専用契約(臨時専用契約を含みます。)に関するその他の提供条件については、別記3及び4に定めるところによります。

第2節 イーサネット専用サービスに係る契約

(イーサネット専用サービスに係る種類等)

第26条 イーサネット専用サービスには、料金表に規定する種類、品目及び通信又は保守の態様による細目(以下、この節において「種類等」といいます。)があります。

(契約の種別)

第27条 イーサネット専用サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(1) 専用契約

(2) 臨時専用契約

(契約の単位)

第28条 当社は、専用回線1回線ごとに1の専用契約(臨時専用契約を含みます。以下この節において同じとします。)を締結します。

(共同専用契約)

第29条 当社は、1の専用回線について共同専用契約を締結します。

ただし、特定加入者回線を含む専用回線に係る専用契約については、この限りではありません。

(専用契約者数の変更)

第30条 専用契約者は、専用契約者数の変更を請求することができます。この場合、新

たに専用契約者となる者又は利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申込書（第11条（専用申込の方法）の契約申込書に準拠したものとしします。）を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

ただし、特定加入者回線を含む専用回線に係る専用契約者については、この限りではありません。

2 当社は、前項の申込みがあったときは、第12条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（最低利用期間）

第31条 イーサネット専用サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除、専用サービスの品目の変更、料金表第1表に定める通信又は保守の態様による細目の変更又は専用回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

（種類等の変更）

第32条 専用契約者は、その専用回線（臨時専用契約に基づいて設置されるものを除きます。）について、料金表に定めるところにより種類等の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表に規定する種類についての変更の請求はできません。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（専用申込の承諾）に準じて取り扱います。

（専用回線の中継区間分散）

第33条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、専用契約者（臨時専用契約を締結している者を除きます。）の請求に基づき、その専用回線（加入者回線に係る区間及び取扱所回線に係る区間を除きます。）の経路を中継区間分散により設置します。ただし、当社が別に定める専用回線についてはこの限りではありません。

（注）本条に規定する当社が別に定める専用回線は、料金表第1表（料金）に規定する第3種イーサネット専用サービスに係るもの及び中継区間二重化に係るものとしします。

（専用回線の移転）

第34条 専用契約者は、専用回線の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（専用回線の利用の一時中断）

第35条 当社は、専用契約者から請求があったときは、専用回線の利用の一時中断（その専用回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（専用契約者が行う専用契約の解除）

第36条 専用契約者は、専用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行う専用サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行う専用契約の解除）

第37条 当社は、第48条（利用停止）の規定により利用停止された専用回線について、専用契約者がなおその事実を解消しない場合は、その専用回線に係る専用契約を解除することがあります。

2 当社は、専用契約者が第48条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、専用回線の利用停止をしないでその専用回線に係る専用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、専用契約者にそのことを通知します。

(回線終端装置の種類の変更)

第38条 専用契約者は、回線終端装置の種類の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第39条 専用回線の終端、専用申込の方法、専用申込の承諾、付加機能の提供及び利用権の譲渡に関する取扱いについては、高速デジタル伝送サービスの場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、イーサネット専用サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記3及び4に定めるところによります。

第5章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第40条 当社は、専用契約者から請求があったときは、その専用回線について、料金表第1表(料金)に定めるところにより端末設備を提供します。

(注) 当社は、その専用回線が30日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供されるものであるときは、臨時端末設備(専用契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。)に限り提供します。

(端末設備の移転)

第41条 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第42条 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第6章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第43条 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続(サービス接続点における電気通信回線との接続に該当する場合を除きます。)の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(接続契約者回線の相互接続等)

第44条 当社は、専用回線に係る専用申込又は専用回線の移転があったときは、その専用回線に係るサービス接続点において、指定のあった接続契約者回線との接続を行います。

第45条 削除

第46条 当社は、サービス接続点の所在場所等を専用サービスの申込みをする者及び専用契約者に開示します。

2 サービス接続点の所在場所等については、これを変更することがあります。

第7章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第47条 当社は、次の場合には、専用回線等の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 当社が計画工事を行うとき。
- (3) 第44条（接続契約者回線の相互接続等）の規定により、専用回線に係るサービス接続点の所在場所を変更するとき。
- (4) 第49条（専用回線の利用の制限）の規定により、専用回線の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により専用回線等の利用を中止するときは、あらかじめそのことを専用契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第48条 当社は、専用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（その専用回線等の料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった専用回線等の料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）その専用回線等の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務（接続契約者回線に係るものを含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第66条（利用に係る専用契約者の義務）又は第67条（利用に係る専用契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、専用回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 専用回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を専用回線等から取りはずさなかったとき。
- (5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって、専用サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 前項の規定のほか、前項の規定により接続契約者回線の利用停止があった場合において、その接続契約者回線と相互に接続する当社の提供する電気通信サービスの契約約款及び料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 当社は、第1項の規定により、専用回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を専用契約者に通知します。

第8章 専用回線の利用の制限

(専用回線の利用の制限)

第49条 当社は、専用サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る専用回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。）以外の専用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記15の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、専用サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

（接続契約者回線による制約）

第50条 専用契約者は、当社の契約約款及び料金表の定めるところにより、その専用回線と接続する接続契約者回線を使用することができない場合においては、その専用回線を使用することができません。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第51条 当社が提供する専用サービスの料金は、専用料及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供する専用サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第1項に規定する専用料は、当社が提供する専用サービスの態様に応じて、回線専用料、回線終端装置専用料、配線設備専用料及び機械専用料等を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

（専用料の支払義務）

第52条 専用契約者は、その専用契約に基づいて当社が専用回線の提供を開始した日から起算して専用契約の解除があった日の前日までの期間について、料金表第1表（料金）に規定する専用料の支払いを要します。

ただし、専用回線等の提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その1日間について、専用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、専用回線等の利用の一時中断等により専用サービスを利用することができない状態が生じたときの専用料の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、専用契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の表に規定する場合を除いて、専用サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、1時間（通信又は保守の態様による細目について料金表第1表に別段の定めがある場合はその定める時間とします。）以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその専用回線等（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりその専用サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその専用サービスについての料金</p>
<p>3 専用回線等の移転（接続契約者回線と接続している専用回線については接続契約者回線の移転、接続契約者回線については接続契約者回線と接続している専用回線の移転も含みます。）に伴って、専用回線等を利用できなくなった期間が生じたとき（専用契約者の都合により、専用回線等を利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその専用回線等（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金</p>

3 前項の規定にかかわらず、当社が別に定める料金の扱いについて、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

5 前項の場合において、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

（注）本条第3項に規定する当社が別に定める料金は、料金表第1表（料金）に規定する高速デジタル伝送サービス及びイーサネット専用サービスに係る基本額（料金表第1表に規定する第3種イーサネット専用サービスに係るものにあつては、加算額（回線終端装置専用料に限ります。）を含みます。）とします。

（手続きに関する料金の支払義務）

第53条 専用契約者は、専用サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3類（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第54条 専用契約者は、専用申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその専用契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

(料金の計算方法等)

第55条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(料金等支払いの連帯責任)

第56条 共同専用契約を締結している各専用契約者は、専用契約者が支払わなければならない料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負うものとします。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第57条 専用契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第58条 専用契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第10章 保守

(専用契約者の維持責任)

第59条 専用契約者は、その専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(専用契約者の切分責任)

第60条 専用契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が専用回線に接続されている場合であって、専用回線を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、当社が別に定める専用契約者から要請があったときは、当社は、専用サービス取扱所において、当社が試験を行い、その結果を専用契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により専用回線に故障がないと判定した場合において、当社が別に定める専用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、専用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注1) 本条は、当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備に

は適用しません。

(注2) 本条第2項及び第3項に規定する当社が別に定める専用契約者は、高速デジタル伝送サービス（取扱所回線を含む専用回線に係るものに限り。）及びイーサネット専用サービスに係る専用契約者とします。

(修理又は復旧の順位等)

第61条 当社は、専用回線等が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第49条（専用回線の利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその専用回線等を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の専用回線等は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。

順位	修理又は復旧する専用回線
1	気象機関との専用契約に係るもの 水防機関との専用契約に係るもの 消防機関との専用契約に係るもの 災害救助機関との専用契約に係るもの 警察機関との専用契約に係るもの 防衛機関との専用契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との専用契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との専用契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との専用契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との専用契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との専用契約に係るもの 選挙管理機関との専用契約に係るもの 別記15の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との専用契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との専用契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との専用契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した専用回線について、暫定的にその経路を変更することがあります。

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第62条 当社は、専用サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その専用回線等が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、第52条（専用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 第1項の場合において、当社は、専用回線等が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第52条第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限り。以下この条において同じとします。）に対応する当該専用回線等に係る料金額（この約款の規定により当社が定める料金額（その専用回線等の一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）に限り。を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により専用サービスの提供をしなかったときは、前2号の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

(免責)

第63条 当社は、専用回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、専用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（専用サービス取扱所に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

3 当社は、当社の電気通信設備の状況等により、工事日の変更又は再工事（以下本条において「再工事等」といいます。）を行うことがあります。この場合において、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その再工事等に伴い発生する専用契約者の費用については負担しません。

4 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます

第12章 雑則

(承諾の限界)

第64条 当社は、専用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした専用契約者に通知します。

ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(専用サービスの廃止)

第65条 当社は、専用サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による専用サービスの一部又は全部の廃止があったときは、その専用サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、専用サービスの一部又は全部の廃止に伴い、専用契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、第1項の規定により専用サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ専用契約者に通知します。

(利用に係る専用契約者の義務)

第66条 専用契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその専用回線等に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

- (3) 当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 専用契約者は、前項の規定に違反してその専用回線等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 専用契約者は、当社が専用契約に基づき設置又は貸与した電気通信設備その他の物品について、専用契約の解除、専用サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その物品を使用する権利を失ったときは、その物品を専用契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により専用サービス取扱所へ返還していただきます。
- 4 専用契約者は、前項の規定による物品の返還に要する費用についてこの約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところにより当該費用を負担していただきます。
- 5 専用契約者は、第3項の規定による物品の返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。
- 6 専用契約者は、第3項の規定による物品の返還に関し、当社がその物品をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。
- 第67条 専用契約者は、その専用回線等を専用契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。
- (1) 専用契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その専用回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 専用契約者は、その専用回線等に関する料金又は工事に関する費用のうち、その専用回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。
- (3) 専用契約者は、当社が別に定める適用について、その専用回線に接続する端末設備又は自営電気通信設備のうち、その専用回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。
- (注) 本条第3号に規定する当社が別に定める適用については、次に掲げる規定の適用とします。
- ア 第59条（専用契約者の維持責任）
- イ 第60条（専用契約者の切分責任）
- ウ 別記6（自営端末設備の接続）
- エ 別記7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
- オ 別記8（自営電気通信設備の接続）
- カ 別記9（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）
- （専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等）
- 第68条 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等については、別記5に定めるところによります。
- 第69条 削除
- （専用契約者からの通知）
- 第70条 専用契約者は、接続契約者回線について、第11条（専用申込の方法）に規定する事項、利用休止又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。
- (注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。
- (1) 接続契約者回線に係る契約を締結している者の氏名若しくは住所の変更又は地位の承継
- (2) 接続契約者回線に係る契約の解除

第71条 削除

第72条 削除

第73条 削除

第74条 削除

(法令に規定する事項)

第75条 専用サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記6から10までに定めるところによります。

(閲覧)

第76条 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(個人情報の取扱い)

第77条 当社は、専用サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記11及び当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

(専用契約者に対する通知)

第77条の2 専用契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、専用契約者に対する通知が完了したものとします。
- (2) 専用契約者が専用契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た専用契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、専用契約者に対する通知が完了したものとします。
- (3) 専用契約者が専用契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た専用契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、専用契約者に対する通知が完了したものとします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、専用契約者に対する通知が完了したものとします。

2 この約款又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合、前項各号の手続きにより書面による通知に代えることができるものとします。

(不可抗力)

第77条の3 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置により専用契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(特約)

第77条の4 この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

第13章 附帯サービス

(附帯サービス)

第78条 専用サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記12から14までに定めるところによります。

別記

1 専用サービスの提供区間等

当社の専用サービスは、次に掲げる提供区間において提供します。

専用サービスの種類	提 供 区 間
高速デジタル伝送サービス	(1) 専用回線の終端相互間 (2) サービス接続点と専用回線の終端との間 (3) サービス接続点相互間
イーサネット専用サービス	専用回線の終端相互間

2 専用サービス（高速デジタル伝送サービスに限ります。）の提供に係る当社の電気通信サービスの契約

電気通信サービスの名称	契約の種類	契約約款の名称
アクセスデータ通信サービス	アクセスデータ通信サービス契約	アクセスデータ通信サービス契約約款
イーサネット通信サービス (第1種イーサネット通信サービスに限ります。)	第1種契約	イーサネット通信サービス契約約款
グローバルIPネットワークサービス	グローバルIPネットワークサービス契約	グローバルIPネットワークサービス利用規約

3 専用契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により専用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、これを証明する書類を添えて、契約事務を行う専用サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうちの一人（その接続契約者回線等に係る代表者と同一の者としてします。）を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 専用契約者の氏名等の変更

専用契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに契約事務を行う専用サービス取扱所に届け出ていただきます。

5 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等

- (1) 専用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が専用回線等を設置するために必要な場所は、その専用契約者から提供していただきます。

ただし、専用契約者から要請があったときは、当社は、その専用回線等の設置場所を提供することがあります。

- (2) 当社が専用契約又は臨時専用契約に基づいて設置する端末設備その他電気通信設備に必要な監視線等を設置するために必要な場所は、その専用契約者から提供していただきます。

ただし、専用契約者から要請があったときは、当社は、その監視線等の設置場所を提供することがあります。

- (3) 当社が専用契約又は臨時専用契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、専用契約者から提供していただきます。
- (4) 当社が専用契約又は臨時専用契約に基づき専用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内で工事を行うにあたり、立会い等のその工事に必要な対応は専用契約者の負担により行っていただきます。
- (5) 専用契約者は、専用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- 6 自営端末設備の接続
- (1) 専用契約者（高速デジタル伝送サービス（取扱所回線を含む専用回線に係るものに限ります。）及びイーサネット専用サービスに係る専用契約者に限ります。以下6から9までにおいて同じとします。）は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」をいいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
- イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- ア 技術基準適合認定規則様式第7号または14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
- イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。
- 7 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- (1) 当社は、専用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、専用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、専用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、専用契約者は、その自営端末設備を専用回線等から取りはずしていただきます。
- 8 自営電気通信設備の接続
- (1) 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている

電気通信設備を介して、専用回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 専用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。

(6) 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

専用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、専用回線等を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

11 個人情報の取扱い

(1) 当社は、当社が保有している個人情報について、専用契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

(2) 専用契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html>）に定める手数料の支払いを要します。

12 利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア 専用契約の申込みの承諾年月日

イ 専用契約者の住所又は居所及び氏名

ウ 専用回線の終端のある場所（高速デジタル伝送サービス（取扱所回線を含む専用回線に係るものに限ります。）及びイーサネット専用サービスに限ります。）

エ その専用サービスの種類及び品目

オ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

カ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

キ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

(2) 利害関係人は、前項の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書

面に記入のうえ、契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料の支払いを要します。

13 支払証明書の発行

(1) 当社は、専用契約者から請求があったときは、その専用サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下別記13において同じとします。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

(2) 専用契約者は、前項の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

14 削除

15 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてみねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

16 削除

料金表
通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、専用契約者（臨時専用契約を締結している者を除きます。）がその専用契約に基づいて支払う料金を料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められる料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日で専用回線等の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日で専用契約の解除があったとき。
 - (3) 料金月の初日に専用回線の提供の開始を行い、その日にその専用契約の解除があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日で専用サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第52条（専用料の支払義務）第2項第2号の表の3欄の規定に該当するとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 専用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 6 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5及び6の規定にかかわらず、専用契約者（臨時専用契約を締結している者を除きます。）の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金又は工事に関する費用について、専用契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 8に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 9 第52条（専用料の支払義務）から第54条（工事費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かつこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 高速デジタル伝送サービスに関する専用料

第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容																				
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50Mb/s</td> <td>48.384Mbit/s又は44.736Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> <td>100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">150Mb/s</td> <td>149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">600Mb/s</td> <td>599.040Mb/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1Gb/s</td> <td>1000Mbit/s又は1062.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.4Gb/s</td> <td>2396.160Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9.6Gb/s</td> <td>9584.640Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10Gb/s</td> <td>10Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40Gb/s</td> <td>38338.56Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高速デジタル伝送サービスと接続する接続契約者回線は、別記2に定める契約に基づいて設置される当社の電気通信設備とします。 この場合、接続契約者回線の契約の種別は、その高速デジタル伝送サービスの契約の種別と同一のものとします。</p> <p>2 備考1に規定するほか、接続契約者回線と接続して提供する高速デジタル伝送サービスの接続条件は、当社が別に定める提供条件により提供します。</p> <p>(注) 備考2に規定する当社が別に定める提供条件は、次のとおりとします。</p>	品 名	内 容	50Mb/s	48.384Mbit/s又は44.736Mbit/sの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	150Mb/s	149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	600Mb/s	599.040Mb/sの符号伝送が可能なもの	1Gb/s	1000Mbit/s又は1062.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2.4Gb/s	2396.160Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9.6Gb/s	9584.640Mbit/sの符号伝送が可能なもの	10Gb/s	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	40Gb/s	38338.56Mbit/sの符号伝送が可能なもの
品 名	内 容																				
50Mb/s	48.384Mbit/s又は44.736Mbit/sの符号伝送が可能なもの																				
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの																				
150Mb/s	149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの																				
600Mb/s	599.040Mb/sの符号伝送が可能なもの																				
1Gb/s	1000Mbit/s又は1062.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの																				
2.4Gb/s	2396.160Mbit/sの符号伝送が可能なもの																				
9.6Gb/s	9584.640Mbit/sの符号伝送が可能なもの																				
10Gb/s	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの																				
40Gb/s	38338.56Mbit/sの符号伝送が可能なもの																				

接続契約者回線		対応する高速デジタル伝送サービス
アクセスデータ通信サービス	50Mb/s品目のもの	50Mb/sの品目のもの
	S T M方式のものであって、150Mb/s品目のもの	150Mb/sの品目のもの
	S T M方式のものであって、600Mb/s品目のもの	600Mb/sの品目のもの
	S T M方式のものであって、2.4Gb/s品目のもの	2.4Gb/sの品目のもの
	S T M方式のものであって、9.6Gb/s品目のもの	9.6Gb/sの品目のもの
	S T M方式のものであって、40Gb/s品目のもの	40Gb/sの品目のもの
イーサネット通信サービス	100Base-TX又は100Base-FX品目のもの	100Mb/s品目のもの
	1000Base-SX品目又は1000Base-LX品目のもの	1 Gb/s品目のもの (1000Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)
	10Gbase-LR品目のもの	10Gb/s品目のもの
グローバルIPネットワークサービス	45Mb/s品目のもの	50Mb/s品目のもの
	100Mb/s品目のもの	100Mb/s品目のもの
	155Mb/s品目のもの	150Mb/s品目のもの
	1000Mb/s品目のもの	1 Gb/s品目のもの (1000Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)
(2) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) 超高速品目のインターフェースによる区別</p>	

区 別	内 容
ハイウェイインタフェース	ユーザ・網インタフェースが当社が定める伝送装置インタフェースにより提供されるもの

(イ) 帯域設定による区別

区 別	内 容
帯域設定型以外のもの	下記以外のもの
帯域設定型	中継回線（専用回線のうち、端局（端局装置を設置している専用サービス取扱所をいいます。以下同じとします。）相互間のものをいいます。以下第1類において同じとします。）の符号伝送速度を段階的に設定可能なもの
備考 帯域設定による区別は、ハイウェイインタフェースに係る100Mb/s、1Gb/s(1000Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)及び10Gb/sの品目のものにありません。	

(ウ) 中継回線の符号伝送速度設定による区別

区 別	内 容
50Mb/s	48.384Mbit/sの符号伝送速度設定を行うもの
100Mb/s	96.768Mbit/sの符号伝送速度設定を行うもの
150Mb/s	149.76Mbit/sの符号伝送速度設定を行うもの
200Mb/s	193.53Mbit/sの符号伝送速度設定を行うもの
250Mb/s	241.92Mbit/sの符号伝送速度設定を行うもの
300Mb/s	299.52Mbit/sの符号伝送速度設定を行うもの
450Mb/s	449.28Mbit/sの符号伝送速度設定を行うもの
600Mb/s	599.04Mbit/sの符号伝送速度設定を行うもの
750Mb/s	748.80Mbit/sの符号伝送速度設定を行うもの
1050Mb/s	1048.32Mbit/sの符号伝送速度設定を行うもの

2100Mb/s	2096.64Mbit/sの符号伝送速度設定を行うもの
3000Mb/s	2995.20Mbit/sの符号伝送速度設定を行うもの
4050Mb/s	4043.52Mbit/sの符号伝送速度設定を行うもの
5100Mb/s	5091.84Mbit/sの符号伝送速度設定を行うもの
6000Mb/s	5990.40Mbit/sの符号伝送速度設定を行うもの
7050Mb/s	7038.72Mbit/sの符号伝送速度設定を行うもの
8100Mb/s	8087.04Mbit/sの符号伝送速度設定を行うもの
9000Mb/s	8985.60Mbit/sの符号伝送速度設定を行うもの
9600Mb/s	9584.64Mbit/sの符号伝送速度設定を行うもの

備考

- 1 中継回線の符号伝送速度設定による区別は、帯域設定型に適用します。
- 2 中継回線の符号伝送速度がユーザ・網インタフェースの符号伝送速度を上回る場合においては、その専用回線に係る符号伝送速度の上限値はユーザ・網インタフェースの符号伝送速度となります。
- 3 その専用回線等の品目ごとに提供する中継回線の符号伝送速度設定による区別は、次表のとおりとします。

品目	中継回線の符号伝送速度設定による区別
100Mb/s	50Mb/s、100Mb/s又は150Mb/sのもの
1Gb/s	150Mb/s、200Mb/s、250Mb/s、300Mb/s、450Mb/s、600Mb/s、750Mb/s又は1050Mb/sのもの
10Gb/s	1050Mb/s、2100Mb/s、3000Mb/s、4050Mb/s、5100Mb/s、6000Mb/s、7050Mb/s、8100Mb/s、9000Mb/s又は9600Mb/sのもの

(エ) 提供区域による区別

区別	内容
----	----

区別 1	専用契約者が指定する構内又は建物内に設置される専用回線の終端(当社が指定する専用サービス取扱所に設置される専用回線の終端を除きます。)の場所が、当社が別に定める収容区域又は電話加入区域内及び当社が指定する専用サービス取扱所に設置される専用回線の端局と同一の単位料金区域内(電話サービス等契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)にある場合 (注) 当社は、本欄に規定する当社が別に定める収容区域又は電話加入区域を、専用契約の申込みをする者及び専用契約者に開示します。
------	--

区別 2	区別 1 以外の場合
------	------------

備考

1 専用契約者が指定する構内又は建物内に設置される専用回線の終端(当社が指定する専用サービス取扱所に設置される専用回線の終端を除きます。以下、本欄において同じとします。)がその専用サービス取扱所が所在する高速デジタル伝送サービス区域(当社が行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、専用サービスの需要と供給の見込み等を考慮して設定する区域とします。以下同じとします。)の外となる場合は、その高速デジタル伝送サービス区域を越える地点から専用契約者の指定する構内又は建物内に設置される専用回線の端局の場所までの線路(以下「区域外線路」といいます。)の部分について(5)欄のイに規定する額を適用します。

イ 通信又は保守の態様による細目

サービスクラスによる区別

区 別	内 容
エコノミークラス(シングル)以外のもの	下記以外のもの
エコノミークラス(シングル)	中継回線が二重化されていないもの

備考

1 超高速品目のサービスクラスによる区別は、100Mb/s、1Gb/s又は10Gb/sの品目のものであって帯域設定型以外のものに適用します。

2 第52条(専用料の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する時間については、エコノミークラス(シングル)は24時間とします。

	<p>3 エコノミークラス（シングル）に係る専用回線は回線距離が100kmまでのものに限り提供します。</p>
(3) 回線距離の測定	<p>超高速品目の高速デジタル伝送サービスの回線距離は、次のとおり測定します。</p> <p>ハイウェイインタフェースのもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>その専用回線の双方の終端（加入者回線を含む専用回線の場合においては中継回線の端局とします。）又はサービス接続点の回線距離測定局が所属する単料金区域内の通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画の番号に基づいて、次の算式により測定します。</p> $\sqrt{\left(\begin{array}{c} \text{縦軸の方形} \\ \text{区画番号の} \times 2 \\ \text{数差} \end{array} \right)^2 + \left(\begin{array}{c} \text{横軸の方形} \\ \text{区画番号の} \times 2 \\ \text{数差} \end{array} \right)^2}$ <p>=回線距離</p> </div>
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 高速デジタル伝送サービスには、臨時専用契約に係るもの及び長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第52条（専用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間（専用契約の解除があった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する回線専用料（基本額の部分とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内に専用サービスの品目若しくはサービスクラスによる区別の変更又は専用回線の移転があった場合は、変更前の回線専用料の額から、変更後の回線専用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間（専用サービスの品目若しくはサービスクラスによる区別の変更又は専用回線の移転があった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目若しくはサービスクラスによる区別の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の回線専用料の額を合算して行います。</p> <p>オ イ及びウの場合において、専用契約者が、帯域設定による区別の変更（帯域設定型以外のものに係る品目から帯域設定型に係る品目への変更に限ります。）を行った場合は、その変更があった日を最低利用期間に係る起算日とみなします。</p>

カ イ及びウの場合において、その専用回線に係る残余期間の全部又は一部が(8)欄の規定による継続利用期間にかかる基本額の適用の対象となる場合にあっては、その期間の基本額については、(8)欄の規定を適用した後の基本額とします。

(5) 加入者回線の設置場所に係る基本額の適用

超高速品目（ハイウェイインタフェースに係るものであって、50Mb/s品目に係るものを除きます。以下本欄において同じとします。）の専用回線であって、加入者回線を含むものの基本額は、2-1（基本額）のイに規定する専用回線の終端相互間の部分に係るものと次のア及びイの表に規定する額を合算して適用します。

ア イ以外のもの

1の終端ごとに月額

品 目		料 金 額	
		区別 1	区別 2
45Mb/s		300,000円 (330,000円)	560,000円 (616,000円)
100Mb/s		280,000円 (308,000円)	620,000円 (682,000円)
150Mb/s		500,000円 (550,000円)	900,000円 (990,000円)
600Mb/s		890,000円 (979,000円)	1,640,000円 (1,804,000円)
1 Gb/s	1000Mbit/sの 符号伝送が可能なもの	870,000円 (957,000円)	1,670,000円 (1,837,000円)
	1062.5Mbit/sの 符号伝送が可能なもの	900,000円 (990,000円)	1,700,000円 (1,870,000円)
2.4Gb/s		1,860,000円 (2,046,000円)	3,360,000円 (3,696,000円)
9.6Gb/s		2,700,000円 (2,970,000円)	4,800,000円 (5,280,000円)
10Gb/s		2,300,000円 (2,530,000円)	4,300,000円 (4,730,000円)
40Gb/s		5,200,000円 (5,720,000円)	9,200,000円 (10,120,000円)

イ 区域外線路に係るもの

1の終端につき区域外線路100mごとに月額

区 分	料 金 額
区域外線路	4,000円(4,400円)

<p>(6) 接続契約者回線との接続に係る基本回線専用料の適用</p>	<p>接続契約者回線と接続する超高速品目の専用回線の基本回線専用料は、2－1（基本額）に規定する専用回線の終端（加入者回線を含む専用回線の場合においては中継回線の端局とします。）とサービス接続点との間の部分に係るもの又はサービス接続点相互間の部分に係るものとそれ以外の部分に係るものを合算して適用します。</p>
<p>(7) サービス品質に係る料金の適用</p>	<p>サービス品質に係る専用回線の料金は、次のア及びイの規定により適用します。</p> <p>ア 故障回復時間に係る料金の適用</p> <p>(ア) 当社は、超高速品目（ハイウェイインタフェースのうちエコノミークラス（シングル）に係るものを除きます。）に係る専用契約者（臨時専用契約に係る契約者を除きます。以下ア及びイにおいて同じとします。）の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態（その専用回線に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となった場合を含みます。以下アにおいて同じとします。）が生じた場合（その専用回線を全く利用できない状態が、その専用回線と接続される接続契約者回線に係る区間において生じた場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻（第60条（専用契約者の切分責任）の規定により、その専用契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して1時間以上その状態が連続したときに限り、その専用契約に係る料金（以下アにおいて「故障返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>(イ) (ア)の規定にかかわらず、専用契約者が2以上の専用回線（ハイウェイインタフェースのうちエコノミークラス（シングル）に係るものであって、次に掲げるすべての条件に適合するものに限ります。）を契約している場合であって、その責めによらない理由により、そのすべての専用回線を全く利用できない状態が生じた場合（その専用回線を全く利用できない状態が、その専用回線と接続される接続契約者回線に係る区間において生じた場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻（第60条（専用契約者の切分責任）の規定により、その専用契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して1時間以上その状態が連続したときに限り、故障返還料金額を返還します。</p> <p>A その専用回線の終端が対象となるその他すべての専用回線の終端と完全に同一となるとき</p> <p>B すべての専用契約者が同一の者である場合</p> <p>C その専用回線とその他すべての専用回線に係る品目がすべて同一となるとき</p> <p>D その専用回線とその他すべての専用回線の提供の開始日がすべて同一であるとき</p>

- E その専用回線のうち1以上が中継区間分散により、その他の専用回線と異なる経路で設置されているとき
- (ウ) (ア)及び(イ)の規定による場合は、当社は、第52条(専用料の支払義務)第2項第2号の規定(表に係るものに限ります。)は適用しません。
- ただし、(エ)に規定する基本額以外のその専用回線に係る料金は、第52条第2項第2号の規定(表の1欄に係るものに限ります。)を適用します。
- (エ) (ア)、(イ)及び(ウ)の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、当社は、その専用契約に係る料金について、第52条(専用料の支払義務)第2項第2号の規定(表に係るものに限ります。)を適用します。
- A 第47条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に、当社がその専用回線の利用の中止をあらかじめその専用契約者に通知したとき
- この場合、第52条第2項第2号の規定(表の1欄に係るものに限ります。)を適用します。
- B 当社の故意又は重大な過失によりその専用サービスを全く利用できない状態(その状態が連続した時間が1時間未満となるものに限ります。)が生じたとき
- この場合、第52条第2項第2号の規定(表の2欄に係るものに限ります。)を適用します。
- C 専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態が生じたとき(その専用回線を全く利用できない状態が、その専用回線と接続される接続契約者回線に係る区間において生じたときに限ります。)
- この場合、第52条第2項第2号の規定(表の1欄に係るものに限ります。)を適用します。
- (オ) 故障返還料金額は、その専用回線の一部又は全部が利用できない状態が連続した時点における、基本額(この表の(6)欄の適用による場合は、適用した後の基本額とします。以下アの規定において「故障返還基準額」といいます。)を基に算出します。
- (カ) (ア)及び(イ)に規定する場合における故障返還料金額は、故障返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。
- ただし、返還する故障返還料金額は、A又はBの規定により算出する料金額(以下「故障返還上限額」といいます。)を上限として適用します。
- A B以外の場合
- その料金月に係る月額料金(故障返還基準額に係るもの(料金表通則2(料金の計算方法等)の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2(料金の計算方法等)及び3(料金の計算方法等)の規定に基づき算出した額とします。)に限ります。)の合計額(第52条第2項第2号の規定により支払を要しないこととなる料金額及び次に掲げる場合に該当するときはその料金額の合計を減じた額とします。)

① この表の(8)欄の適用による減額となる料金額及びこの表の(10)欄の適用による割引となる料金額の合計

② この表の(9)欄の適用による減額となる料金額及びこの表の(10)欄の適用による割引となる料金額の合計

③ この表の(11)欄の適用による割引となる料金額

B その料金が専用回線の提供を開始した料金月であつて、料金月の初日以外の日はその専用回線の提供を開始した場合

その料金月及び翌料金月について、それぞれAの規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上72時間未満	50%
72時間以上	100%

(キ) (ア)及び(イ)の場合において、その専用回線の一部又は全部が利用できない状態が1の料金月((カ)のBに規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。)に複数回発生した場合は、当社は、それぞれの故障返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障返還料金額の合計額が故障返還上限額を超える場合においては、当社は、故障返還上限額を返還します。

(ク) (キ)の規定のほか、アの規定による料金の返還とイの規定による料金の返還が1の料金月に同時に発生した場合の故障返還料金額の取扱いについては、イの規定に定めるところによります。

イ 開通遅延期間に係る料金の適用

(ア) 当社は、第12条(専用申込の承諾)の規定により超高速品目に係る専用契約(臨時専用契約を除きます。以下イにおいて同じとします。)の申込の承諾をした場合において、当社とその専用契約者とが合意したその専用回線の提供の開始予定日(以下イにおいて「開通予定日」といいます。)に、その専用契約者の責めによらない理由によりその専用回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその専用回線の提供を実際に開始した日までの日数(開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下イにおいて「開通遅延日数」といいます。)に応じて、その専用契約に係る料金(以下イにおいて「開通遅延返還料金額」といいます。)を返還します。

ただし、その専用回線が接続契約者回線と接続して提供されるものである場合は、この限りではありません。

(イ) 開通遅延返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における基本額（この表の(6)欄の適用による場合は、適用した後の基本額とします。以下イの規定において「開通遅延返還基準額」といいます。）を基に算出します。

(ウ) (ア)の場合において、その専用回線に係る開通遅延返還料金額は、開通遅延返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

ただし、返還する開通遅延返還料金額は、A又はBの規定により算出する料金額（以下「開通遅延返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

A B以外の場合

その料金月に係る月額料金（開通遅延返還基準額に係るもの（料金表通則2（料金の計算方法等）の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2（料金の計算方法等）及び3（料金の計算方法等）の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第52条第2項第2号の規定により支払を要しないこととなる料金額及び次に掲げる場合に該当するときはその料金額の合計を減じた額とします。

① この表の(8)欄の適用による減額となる料金額及びこの表の(10)欄の適用による割引となる料金額の合計

② この表の(9)欄の適用による減額となる料金額及びこの表の(10)欄の適用による割引となる料金額の合計

B その料金月の初日以外の日にその専用回線の提供を開始した場合

その専用回線の提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月について、それぞれAの規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

開通遅延日数	料金返還率
1日	10%
2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率
15日	25%
16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率
28日以上	50%

(エ) アの規定による料金の返還とイの規定による料金の返還が1の料金月に同時に発生した場合、当社は、故障返還料金額及び開通遅延返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その合計額が開通遅延返還上限額を超える場合においては、当社は、開通遅延返還上限額を返還します。

(8) 継続利用期間に係る基本額

ア 当社は、専用契約者（臨時専用契約に係る契約者を除きます。以下この表の(8)欄及び(9)欄において同じとします。）の

<p>の適用</p>	<p>専用契約に基づいて専用回線の提供を開始した日（通信又は保守の態様による細目の変更があった場合は変更した日とします。）の翌料金月の初日から起算して次表に定める期間を経過したときの基本額については、その経過期間に応じて2－1（基本額）の額（この表の(6)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この表の(8)欄及び(9)欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。</p> <p>ただし、この表の(9)欄の規定による長期継続利用に係る基本額の適用を行う専用回線については、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="555 654 1278 1128"> <thead> <tr> <th>経過期間</th> <th>基本額の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年間を超え2年間までの期間</td> <td>2－1の額に0.03を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>2年間を超え3年間までの期間</td> <td>2－1の額に0.05を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>3年間を超え4年間までの期間</td> <td>2－1の額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>4年間を超え5年間までの期間</td> <td>2－1の額に0.09を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>5年間を超える期間</td> <td>2－1の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アに規定する経過期間には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p>	経過期間	基本額の減額（月額）	1年間を超え2年間までの期間	2－1の額に0.03を乗じて得た額	2年間を超え3年間までの期間	2－1の額に0.05を乗じて得た額	3年間を超え4年間までの期間	2－1の額に0.07を乗じて得た額	4年間を超え5年間までの期間	2－1の額に0.09を乗じて得た額	5年間を超える期間	2－1の額に0.11を乗じて得た額
経過期間	基本額の減額（月額）												
1年間を超え2年間までの期間	2－1の額に0.03を乗じて得た額												
2年間を超え3年間までの期間	2－1の額に0.05を乗じて得た額												
3年間を超え4年間までの期間	2－1の額に0.07を乗じて得た額												
4年間を超え5年間までの期間	2－1の額に0.09を乗じて得た額												
5年間を超える期間	2－1の額に0.11を乗じて得た額												
<p>(9) 長期継続利用に係る基本額の適用</p>	<p>ア 当社は、専用契約者から、その専用契約に係る専用回線（この表の(8)欄の規定による継続利用期間に係る基本額の適用を行うものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本額については、2－1の額から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類及びそれぞれ3の料率区分があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="555 1541 1278 1921"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>継続して利用する期間</th> <th>料率区分</th> <th>基本額の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(ア) 3年利用</td> <td rowspan="3">3年間</td> <td>(A)</td> <td>2－1の額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(B)</td> <td>2－1の額に0.10を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(C)</td> <td>2－1の額に0.13を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	種類	継続して利用する期間	料率区分	基本額の減額（月額）	(ア) 3年利用	3年間	(A)	2－1の額に0.07を乗じて得た額	(B)	2－1の額に0.10を乗じて得た額	(C)	2－1の額に0.13を乗じて得た額
種類	継続して利用する期間	料率区分	基本額の減額（月額）										
(ア) 3年利用	3年間	(A)	2－1の額に0.07を乗じて得た額										
		(B)	2－1の額に0.10を乗じて得た額										
		(C)	2－1の額に0.13を乗じて得た額										

(イ) 6年利用	6年間	(A) 0.35	2-1の額に0.11を 乗じて得た額
		(B) 0.5	2-1の額に0.15を 乗じて得た額
		(C) 0.7	2-1の額に0.20を 乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る基本額については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る基本額の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、その専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ 長期継続利用期間の中途における料率区分の変更については、変更後の区分の料率が変更前の区分の料率よりも大きくなるに限り行うことができます。

ク カ又はキの規定により長期継続利用の種類若しくは料率区分を変更したときは、変更後の長期継続利用の基本額については、その種類若しくは料率区分の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類若しくは料率区分の長期継続利用期間満了日については、変更前の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ケ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に専用サービスの品目の変更、サービスクラス等の変更若しくは専用回線の移転（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）によりその専用契約に係る基本額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、長期継続利用の廃止の場合であって、この表の(8)欄のアの表に規定する基本額の減額に係る料金額が、この欄のアの表に規定する基本額の減額に係る料金額を上回る場合については、この限りではありません。

区	分	支払いを要する額
---	---	----------

	<table border="1"> <tr> <td>(ア) 専用サービスの品目の変更等により基本額が減少した場合</td> <td>残余の期間（品目等の変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する基本額差額（減少前の基本額から減少後の基本額を控除して得た額をいいます。）に専用契約者が選択している料率区分（以下「規定の料率」といいます。）を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) 長期継続利用の廃止があった場合</td> <td>残余の期間（長期継続利用の廃止のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する廃止前の基本額に規定の料率を乗じて得た額</td> </tr> </table>	(ア) 専用サービスの品目の変更等により基本額が減少した場合	残余の期間（品目等の変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する基本額差額（減少前の基本額から減少後の基本額を控除して得た額をいいます。）に専用契約者が選択している料率区分（以下「規定の料率」といいます。）を乗じて得た額	(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間（長期継続利用の廃止のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する廃止前の基本額に規定の料率を乗じて得た額
(ア) 専用サービスの品目の変更等により基本額が減少した場合	残余の期間（品目等の変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する基本額差額（減少前の基本額から減少後の基本額を控除して得た額をいいます。）に専用契約者が選択している料率区分（以下「規定の料率」といいます。）を乗じて得た額				
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間（長期継続利用の廃止のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する廃止前の基本額に規定の料率を乗じて得た額				
(10) 複合利用割引の適用	当社は、料金表別表に規定するところにより複合利用に係る基本額の割引を適用します。				
(11) 回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用	電話加入区域若しくは収容区域の設定・変更、専用サービス取扱所の指定の変更、回線距離測定局の位置の変更又は専用回線に係る移転工事により、その専用回線の終端又は分岐か所の回線距離測定局の変更があったときは、基本額を再算定します。				
(12) 復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合の回線専用料の適用	第61条（修理又は復旧の順位等）の規定により、故障又は滅失した専用回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の回線専用料は、その専用回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。				

2 料金額

2-1 基本額

(1) 超高速品目

ア 50Mb/sのもの

ハイウェイインタフェースのもの

(ア) (イ)以外のもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	400,000円(440,000円)
	50 "	650,000円(715,000円)
	200 "	1,400,000円(1,540,000円)
	600 "	2,000,000円(2,200,000円)
	600kmを超えるもの	3,000,000円(3,300,000円)

(イ) 接続契約者回線と接続するもの

A 専用回線の終端とサービス接続点との間の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その専用回線を接続契約者回線と接続するもの以外のものとみなした場合に適用される額と同額

B サービス接続点相互間の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その専用回線を接続契約者回線と接続するもの以外のものとみなした場合に適用される額と同額

イ 100Mb/sのもの

ハイウェイインタフェースのもの

(ア) (イ)以外のもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額	
		エコノミークラス (シングル) 以外の もの	エコノミークラス (シングル) のもの
回 線 距 離	20kmまでのもの	700,000円 (770,000円)	600,000円 (660,000円)
	40km "	1,100,000円 (1,210,000円)	900,000円 (990,000円)
	60km "	1,400,000円 (1,540,000円)	1,000,000円 (1,100,000円)
	100km "	2,200,000円 (2,420,000円)	2,000,000円 (2,200,000円)
	200km "	2,300,000円 (2,530,000円)	—

300km	”	3,100,000円 (3,410,000円)	—
600km	”	3,400,000円 (3,740,000円)	—
600kmを超えるもの		4,600,000円 (5,060,000円)	—

(イ) 帯域設定型のもの

A 中継回線の符号伝送速度設定が50Mb/sのもの

基本回線専用料 専用回線1回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	450,000円 (495,000円)
	40km ”	650,000円 (715,000円)
	60km ”	800,000円 (880,000円)
	100km ”	1,450,000円 (1,595,000円)
	200km ”	1,500,000円 (1,650,000円)
	300km ”	1,800,000円 (1,980,000円)
	600km ”	2,000,000円 (2,200,000円)
	600kmを超えるもの	3,000,000円 (3,300,000円)

B 中継回線の符号伝送速度設定が100Mb/sのもの

基本回線専用料 専用回線1回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	600,000円 (660,000円)
	40km ”	950,000円 (1,045,000円)
	60km ”	1,300,000円 (1,430,000円)
	100km ”	1,900,000円 (2,090,000円)
	200km ”	2,000,000円 (2,200,000円)
	300km ”	2,900,000円 (3,190,000円)
	600km ”	3,100,000円 (3,410,000円)
	600kmを超えるもの	4,400,000円 (4,840,000円)

C 中継回線の符号伝送速度設定が150Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	700,000円 (770,000円)
	40km "	1,100,000円 (1,210,000円)
	60km "	1,400,000円 (1,540,000円)
	100km "	2,200,000円 (2,420,000円)
	200km "	2,300,000円 (2,530,000円)
	300km "	3,100,000円 (3,410,000円)
	600km "	3,400,000円 (3,740,000円)
	600kmを超えるもの	4,600,000円 (5,060,000円)

ウ 150Mb/sのもの

ハイウェイインタフェースのもの

(ア) (イ)以外のもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	800,000円 (880,000円)
	50 "	1,300,000円 (1,430,000円)
	200 "	2,750,000円 (3,025,000円)
	600 "	4,000,000円 (4,400,000円)
	600kmを超えるもの	6,300,000円 (6,930,000円)

(イ) 接続契約者回線と接続するもの

A 専用回線の終端とサービス接続点との間の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その専用回線を接続契約者回線と接続するもの以外のものとみなした場合に適用される額と同額

B サービス接続点相互間の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その専用回線を接続契約者回線と接続するもの以外のものとみなした場合に適用される額と同額

エ 600Mb/sのもの
 ハイウェイインタフェースのもの
 (ア) (イ)以外のもの

基本回線専用料 専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	1,650,000円 (1,815,000円)
	50 "	2,650,000円 (2,915,000円)
	200 "	5,500,000円 (6,050,000円)
	600 "	8,000,000円 (8,800,000円)
	600kmを超えるもの	16,000,000円 (17,600,000円)

(イ) 接続契約者回線と接続するもの

A 専用回線の終端とサービス接続点との間の部分

基本回線専用料 専用回線 1 回線ごとに月額

その専用回線を接続契約者回線と接続するもの以外のものとみなした場合に適用される額と同額

B サービス接続点相互間の部分

基本回線専用料 専用回線 1 回線ごとに月額

その専用回線を接続契約者回線と接続するもの以外のものとみなした場合に適用される額と同額

オ 1Gb/sのもの
 ハイウェイインタフェースのもの
 (ア) (イ)以外のもの

基本回線専用料 専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額	
		右欄以外のもの	エコノミークラス (シングル) のもの
回 線 距 離	20kmまでのもの	1,800,000円 (1,980,000円)	1,100,000円 (1,210,000円)
	40km "	3,000,000円 (3,300,000円)	1,800,000円 (1,980,000円)
	60km "	5,000,000円 (5,500,000円)	3,000,000円 (3,300,000円)
	100km "	6,600,000円 (7,260,000円)	3,900,000円 (4,290,000円)
	200km "	7,400,000円 (8,140,000円)	—

300km	”	8,400,000円 (9,240,000円)	—
600km	”	9,400,000円 (10,340,000円)	—
600kmを超えるもの		19,000,000円 (20,900,000円)	—

(イ) 帯域設定型のもの

A 中継回線の符号伝送速度設定が150Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料金額
20kmまでのもの	900,000円 (990,000円)
40km ”	1,400,000円 (1,540,000円)
60km ”	1,900,000円 (2,090,000円)
100km ”	2,500,000円 (2,750,000円)
200km ”	2,900,000円 (3,190,000円)
300km ”	3,800,000円 (4,180,000円)
600km ”	4,200,000円 (4,620,000円)
600kmを超えるもの	6,500,000円 (7,150,000円)

B 中継回線の符号伝送速度設定が200Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料金額
20kmまでのもの	1,100,000円 (1,210,000円)
40km ”	1,700,000円 (1,870,000円)
60km ”	2,400,000円 (2,640,000円)
100km ”	3,000,000円 (3,300,000円)
200km ”	3,500,000円 (3,850,000円)
300km ”	4,600,000円 (5,060,000円)
600km ”	5,100,000円 (5,610,000円)
600kmを超えるもの	8,500,000円 (9,350,000円)

C 中継回線の符号伝送速度設定が250Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	1,250,000円 (1,375,000円)
	40km "	2,000,000円 (2,200,000円)
	60km "	2,900,000円 (3,190,000円)
	100km "	3,500,000円 (3,850,000円)
	200km "	4,100,000円 (4,510,000円)
	300km "	5,300,000円 (5,830,000円)
	600km "	5,900,000円 (6,490,000円)
	600kmを超えるもの	10,400,000円 (11,440,000円)

D 中継回線の符号伝送速度設定が300Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	1,400,000円 (1,540,000円)
	40km "	2,300,000円 (2,530,000円)
	60km "	3,200,000円 (3,520,000円)
	100km "	4,000,000円 (4,400,000円)
	200km "	4,600,000円 (5,060,000円)
	300km "	6,000,000円 (6,600,000円)
	600km "	6,600,000円 (7,260,000円)
	600kmを超えるもの	12,200,000円 (13,420,000円)

E 中継回線の符号伝送速度設定が450Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回	20kmまでのもの	1,600,000円 (1,760,000円)

40km	”	2,500,000円 (2,750,000円)
60km	”	3,600,000円 (3,960,000円)
100km	”	4,500,000円 (4,950,000円)
200km	”	5,200,000円 (5,720,000円)
300km	”	6,700,000円 (7,370,000円)
600km	”	7,400,000円 (8,140,000円)
600kmを超えるもの		14,200,000円 (15,620,000円)

F 中継回線の符号伝送速度設定が600Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	1,700,000円 (1,870,000円)
	40km ”	2,700,000円 (2,970,000円)
	60km ”	4,000,000円 (4,400,000円)
	100km ”	5,100,000円 (5,610,000円)
	200km ”	5,700,000円 (6,270,000円)
	300km ”	7,400,000円 (8,140,000円)
	600km ”	8,200,000円 (9,020,000円)
	600kmを超えるもの	16,200,000円 (17,820,000円)

G 中継回線の符号伝送速度設定が750Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	1,750,000円 (1,925,000円)
	40km ”	2,850,000円 (3,135,000円)
	60km ”	4,500,000円 (4,950,000円)
	100km ”	5,800,000円 (6,380,000円)

200km	〃	6,500,000円 (7,150,000円)
300km	〃	7,900,000円 (8,690,000円)
600km	〃	8,800,000円 (9,680,000円)
600kmを超えるもの		17,800,000円 (19,580,000円)

H 中継回線の符号伝送速度設定が1050Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	1,800,000円 (1,980,000円)
	40km 〃	3,000,000円 (3,300,000円)
	60km 〃	5,000,000円 (5,500,000円)
	100km 〃	6,600,000円 (7,260,000円)
	200km 〃	7,400,000円 (8,140,000円)
	300km 〃	8,400,000円 (9,240,000円)
	600km 〃	9,400,000円 (10,340,000円)
	600kmを超えるもの	19,000,000円 (20,900,000円)

カ 2.4Gb/sのもの

ハイウェイインタフェースのもの

(ア) (イ)以外のもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	3,300,000円 (3,630,000円)
	50 〃	5,300,000円 (5,830,000円)
	200 〃	11,000,000円 (12,100,000円)
	600 〃	16,000,000円 (17,600,000円)
	600kmを超えるもの	24,000,000円 (26,400,000円)

(イ) 接続契約者回線と接続するもの

A 専用回線の終端とサービス接続点との間の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その専用回線を接続契約者回線と接続するもの以外のものとみなした場合に適用される額と同額

B サービス接続点相互間の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その専用回線を接続契約者回線と接続するもの以外のものとみなした場合に適用される額と同額

- キ 9.6Gb/sのもの
- ハイウェイインタフェースのもの
- (ア) (イ)以外のもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	5,600,000円 (6,160,000円)
	50km "	9,000,000円 (9,900,000円)
	200km "	22,000,000円 (24,200,000円)
	600km "	32,000,000円 (35,200,000円)
	600kmを超えるもの	48,000,000円 (52,800,000円)

- (イ) 接続契約者回線と接続するもの

A 専用回線の終端とサービス接続点との間の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その専用回線を接続契約者回線と接続するもの以外のものとみなした場合に適用される額と同額

B サービス接続点相互間の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その専用回線を接続契約者回線と接続するもの以外のものとみなした場合に適用される額と同額

- ク 10Gb/sのもの
- ハイウェイインタフェースのもの
- (ア) (イ)以外のもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		右欄以外のもの	エコノミークラス (シングル)のもの
回 線 距 離	20kmまでのもの	5,600,000円 (6,160,000円)	3,400,000円 (3,740,000円)
	40km "	9,000,000円 (9,900,000円)	5,400,000円 (5,940,000円)
	60km "	15,000,000円 (16,500,000円)	9,000,000円 (9,900,000円)
	100km "	19,000,000円 (20,900,000円)	12,000,000円 (13,200,000円)
	200km "	22,000,000円 (24,200,000円)	—
	300km "	29,000,000円 (31,900,000円)	—
	600km "	32,000,000円 (35,200,000円)	—
	600kmを超えるもの	48,000,000円 (52,800,000円)	—

(イ) 帯域設定型のもの

A 中継回線の符号伝送速度設定が1050Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	2,000,000円 (2,200,000円)
	40km "	3,200,000円 (3,520,000円)
	60km "	5,200,000円 (5,720,000円)
	100km "	6,800,000円 (7,480,000円)
	200km "	7,600,000円 (8,360,000円)
	300km "	8,600,000円 (9,460,000円)
	600km "	9,600,000円 (10,560,000円)
	600kmを超えるもの	19,200,000円 (21,120,000円)

B 中継回線の符号伝送速度設定が2100Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料 金 額
------	-------

回 線 距 離	20kmまでのもの	3,000,000円 (3,300,000円)
	40km "	4,800,000円 (5,280,000円)
	60km "	8,800,000円 (9,680,000円)
	100km "	10,000,000円 (11,000,000円)
	200km "	10,500,000円 (11,550,000円)
	300km "	14,500,000円 (15,950,000円)
	600km "	15,000,000円 (16,500,000円)
	600kmを超えるもの	23,000,000円 (25,300,000円)

C 中継回線の符号伝送速度設定が3000Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1回線ごとに月額

距 離 区 分	料 金 額
20kmまでのもの	3,600,000円 (3,960,000円)
40km "	5,900,000円 (6,490,000円)
60km "	11,200,000円 (12,320,000円)
100km "	12,000,000円 (13,200,000円)
200km "	13,000,000円 (14,300,000円)
300km "	18,200,000円 (20,020,000円)
600km "	19,000,000円 (20,900,000円)
600kmを超えるもの	26,000,000円 (28,600,000円)

D 中継回線の符号伝送速度設定が4050Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1回線ごとに月額

距 離 区 分	料 金 額
20kmまでのもの	4,100,000円 (4,510,000円)
40km "	6,600,000円 (7,260,000円)
60km "	11,700,000円 (12,870,000円)

100km	〃	14,000,000円 (15,400,000円)
200km	〃	15,000,000円 (16,500,000円)
300km	〃	20,700,000円 (22,770,000円)
600km	〃	22,000,000円 (24,200,000円)
600kmを超えるもの		29,000,000円 (31,900,000円)

E 中継回線の符号伝送速度設定が5100Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	4,500,000円 (4,950,000円)
	40km 〃	7,200,000円 (7,920,000円)
	60km 〃	12,600,000円 (13,860,000円)
	100km 〃	15,000,000円 (16,500,000円)
	200km 〃	16,000,000円 (17,600,000円)
	300km 〃	22,700,000円 (24,970,000円)
	600km 〃	25,000,000円 (27,500,000円)
	600kmを超えるもの	33,000,000円 (36,300,000円)

F 中継回線の符号伝送速度設定が6000Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	4,800,000円 (5,280,000円)
	40km 〃	7,700,000円 (8,470,000円)
	60km 〃	13,400,000円 (14,740,000円)
	100km 〃	16,000,000円 (17,600,000円)
	200km 〃	18,000,000円 (19,800,000円)
	300km 〃	24,400,000円 (26,840,000円)

600km	”	28,000,000円 (30,800,000円)
600kmを超えるもの		36,000,000円 (39,600,000円)

G 中継回線の符号伝送速度設定が7050Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	5,000,000円 (5,500,000円)
	40km ”	8,100,000円 (8,910,000円)
	60km ”	14,100,000円 (15,510,000円)
	100km ”	17,000,000円 (18,700,000円)
	200km ”	19,000,000円 (20,900,000円)
	300km ”	25,700,000円 (28,270,000円)
	600km ”	30,000,000円 (33,000,000円)
	600kmを超えるもの	39,000,000円 (42,900,000円)

H 中継回線の符号伝送速度設定が8100Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	5,200,000円 (5,720,000円)
	40km ”	8,400,000円 (9,240,000円)
	60km ”	14,600,000円 (16,060,000円)
	100km ”	18,000,000円 (19,800,000円)
	200km ”	21,000,000円 (23,100,000円)
	300km ”	26,900,000円 (29,590,000円)
	600km ”	31,000,000円 (34,100,000円)
	600kmを超えるもの	42,000,000円 (46,200,000円)

I 中継回線の符号伝送速度設定が9000Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	5,400,000円 (5,940,000円)
	40km "	8,700,000円 (9,570,000円)
	60km "	14,800,000円 (16,280,000円)
	100km "	18,400,000円 (20,240,000円)
	200km "	21,400,000円 (23,540,000円)
	300km "	28,000,000円 (30,800,000円)
	600km "	31,800,000円 (34,980,000円)
	600kmを超えるもの	45,000,000円 (49,500,000円)

J 中継回線の符号伝送速度設定が9600Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	20kmまでのもの	5,600,000円 (6,160,000円)
	40km "	9,000,000円 (9,900,000円)
	60km "	15,000,000円 (16,500,000円)
	100km "	19,000,000円 (20,900,000円)
	200km "	22,000,000円 (24,200,000円)
	300km "	29,000,000円 (31,900,000円)
	600km "	32,000,000円 (35,200,000円)
	600kmを超えるもの	48,000,000円 (52,800,000円)

ケ 40Gb/sのもの

ハイウェイインタフェースのもの

(ア) (イ)以外のもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回	20kmまでのもの	11,200,000円 (12,320,000円)

50km	〃	18,000,000円 (19,800,000円)
200km	〃	48,000,000円 (52,800,000円)
600km	〃	69,000,000円 (75,900,000円)
600kmを超えるもの		99,000,000円 (108,900,000円)

(イ) 接続契約者回線と接続するもの

A 専用回線の終端とサービス接続点との間の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その専用回線を接続契約者回線と接続するもの以外のものとみなした場合に適用される額と同額

B サービス接続点相互間の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その専用回線を接続契約者回線と接続するもの以外のものとみなした場合に適用される額と同額

2-2 加算額

付加機能使用料

区分		単位	料 金 額	
インタフェース二重化機能	取扱所回線（ハイウェイインタフェースに係るものに限り、を二重化して提供する機能）	1 の終端ごとに	50Mb/s、 150Mb/s、 600Mb/s	60,000円 (66,000円)
			2. 4Gb/s	80,000円 (88,000円)
			9. 6Gb/s	300,000円 (330,000円)
			40Gb/s	400,000円 (440,000円)

第 2 臨時専用契約に関するもの

基本回線専用料又は付加機能使用料

日額

その専用回線を臨時専用契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1

備考 臨時専用契約は、超高速品目のうちハイウェイインタフェースの専用回線（加入者回線を含む専用回線を除きます。）による場合に限り締結します。

第2類 イーサネット専用サービスに関する専用料
 第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの
 1 適用

区 分	内 容																																										
(1) 種類に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり種類を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種イーサネット専用サービス</td> <td>A T M方式により符号伝送を行うもの</td> </tr> <tr> <td>第3種イーサネット専用サービス</td> <td>イーサネット方式により符号伝送を行うもの</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	第1種イーサネット専用サービス	A T M方式により符号伝送を行うもの	第3種イーサネット専用サービス	イーサネット方式により符号伝送を行うもの																																				
種 類	内 容																																										
第1種イーサネット専用サービス	A T M方式により符号伝送を行うもの																																										
第3種イーサネット専用サービス	イーサネット方式により符号伝送を行うもの																																										
(2) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <p>ア 第1種イーサネット専用サービスに係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.5Mb/s</td><td>0.5Mbit/s又は0.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>1 Mb/s</td><td>1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>2 Mb/s</td><td>2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>3 Mb/s</td><td>3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>4 Mb/s</td><td>4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>5 Mb/s</td><td>5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>6 Mb/s</td><td>6.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>7 Mb/s</td><td>7.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>8 Mb/s</td><td>8.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>9 Mb/s</td><td>9.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>10Mb/s</td><td>10.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>15Mb/s</td><td>16.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>20Mb/s</td><td>20.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>30Mb/s</td><td>30.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>40Mb/s</td><td>40.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>50Mb/s</td><td>50.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>60Mb/s</td><td>60.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>70Mb/s</td><td>70.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>80Mb/s</td><td>80.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>90Mb/s</td><td>90.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	0.5Mb/s	0.5Mbit/s又は0.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1 Mb/s	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2 Mb/s	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3 Mb/s	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4 Mb/s	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5 Mb/s	5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6 Mb/s	6.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7 Mb/s	7.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8 Mb/s	8.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9 Mb/s	9.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	15Mb/s	16.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	40Mb/s	40.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	60Mb/s	60.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	70Mb/s	70.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	80Mb/s	80.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	90Mb/s	90.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																																										
0.5Mb/s	0.5Mbit/s又は0.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの																																										
1 Mb/s	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																										
2 Mb/s	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																										
3 Mb/s	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																										
4 Mb/s	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																										
5 Mb/s	5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																										
6 Mb/s	6.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																										
7 Mb/s	7.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																										
8 Mb/s	8.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																										
9 Mb/s	9.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																										
10Mb/s	10.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																										
15Mb/s	16.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																										
20Mb/s	20.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																										
30Mb/s	30.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																										
40Mb/s	40.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																										
50Mb/s	50.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																										
60Mb/s	60.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																										
70Mb/s	70.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																										
80Mb/s	80.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																										
90Mb/s	90.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																										

100Mb/s	100.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
110Mb/s	116.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
120Mb/s	127.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの

イ 第3種イーサネット専用サービスに係るもの

品目	内 容
1 Mb/s	1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの
備考 特定加入者回線を含む専用回線は、1 Gb/sの品目を提供しません。	

(3) 細目に係る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様によるその他の細目を定めます。

(ア) 取扱所回線又は加入者回線の1芯式と2芯式の区別

区 別	内 容
1 芯式	取扱所回線又は加入者回線が1芯のもの
2 芯式	取扱所回線又は加入者回線が2芯のもの

備考

- 1 取扱所回線又は加入者回線の1芯式と2芯式の区別は第1種イーサネット専用サービスにあります。
- 2 取扱所回線について、50Mb/sから120Mb/sまでの品目にあっては2芯式、その他の品目にあっては1芯式又は2芯式のものがあります。
- 3 当社は1芯式の取扱所回線又は加入者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。
- 4 (7)欄に規定する取扱所回線多重又は(8)欄に規定する加入者回線多重を利用する場合において、1の取扱所回線多重又は加入者回線多重を利用する取扱所回線又は加入者回線については、1芯式と2芯式の区別は同一のものとします。

(イ) 距離区分の区別

区 別	内 容
県内	その専用回線の終端が同一の都道府県に終始するもの
ゾーン内	その専用回線の終端が同一のゾーンに終始するもの
フラット	上記以外のもの

	<p>備考</p> <p>1 当社は、第3種イーサネット専用サービスに限り、距離区分の区別を定めます。</p> <p>2 当社は、距離区分の区別がゾーン内のものについて、次表に掲げるところによりゾーンを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="579 443 1246 1131"> <thead> <tr> <th>ゾーン</th> <th>ゾーンを構成する都府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北ゾーン</td> <td>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県</td> </tr> <tr> <td>関東ゾーン</td> <td>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県</td> </tr> <tr> <td>信越ゾーン</td> <td>新潟県及び長野県</td> </tr> <tr> <td>東海ゾーン</td> <td>岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県</td> </tr> <tr> <td>北陸ゾーン</td> <td>富山県、石川県及び福井県</td> </tr> <tr> <td>関西ゾーン</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県</td> </tr> <tr> <td>中国ゾーン</td> <td>鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県</td> </tr> <tr> <td>四国ゾーン</td> <td>徳島県、香川県、愛媛県及び高知県</td> </tr> <tr> <td>九州ゾーン</td> <td>福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県</td> </tr> </tbody> </table>	ゾーン	ゾーンを構成する都府県	東北ゾーン	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	関東ゾーン	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県	信越ゾーン	新潟県及び長野県	東海ゾーン	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県	北陸ゾーン	富山県、石川県及び福井県	関西ゾーン	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	中国ゾーン	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県	四国ゾーン	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	九州ゾーン	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県
ゾーン	ゾーンを構成する都府県																				
東北ゾーン	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県																				
関東ゾーン	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県																				
信越ゾーン	新潟県及び長野県																				
東海ゾーン	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県																				
北陸ゾーン	富山県、石川県及び福井県																				
関西ゾーン	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県																				
中国ゾーン	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県																				
四国ゾーン	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県																				
九州ゾーン	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県																				
<p>(4) 回線距離の測定</p>	<p>回線距離は、次のとおり測定します。</p> <table border="1" data-bbox="555 1223 1281 1552"> <thead> <tr> <th>回線距離の測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用回線の終端の起算点となる方形区画の番号に基づいて、次の算式により測定した距離とします。</td> </tr> <tr> <td> $\sqrt{\left[\begin{array}{l} \text{縦軸の方} \\ \text{形区画番} \times 2 \\ \text{号の数差} \end{array} \right]^2 + \left[\begin{array}{l} \text{横軸の方} \\ \text{形区画番} \times 2 \\ \text{号の数差} \end{array} \right]^2}$ <p>=回線距離</p> </td> </tr> </tbody> </table>	回線距離の測定方法	専用回線の終端の起算点となる方形区画の番号に基づいて、次の算式により測定した距離とします。	$\sqrt{\left[\begin{array}{l} \text{縦軸の方} \\ \text{形区画番} \times 2 \\ \text{号の数差} \end{array} \right]^2 + \left[\begin{array}{l} \text{横軸の方} \\ \text{形区画番} \times 2 \\ \text{号の数差} \end{array} \right]^2}$ <p>=回線距離</p>																	
回線距離の測定方法																					
専用回線の終端の起算点となる方形区画の番号に基づいて、次の算式により測定した距離とします。																					
$\sqrt{\left[\begin{array}{l} \text{縦軸の方} \\ \text{形区画番} \times 2 \\ \text{号の数差} \end{array} \right]^2 + \left[\begin{array}{l} \text{横軸の方} \\ \text{形区画番} \times 2 \\ \text{号の数差} \end{array} \right]^2}$ <p>=回線距離</p>																					
<p>(5) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア イーサネット専用サービスには、臨時専用契約に係るもの、長期継続利用に係るもの及び協定事業者の契約約款及び料金表に規定する異経路によるものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第52条（専用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間（専用契約の解除があった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する回線専用料（基本額の部分とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p>																				

	<p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内にイーサネット専用サービスの品目、1芯式と2芯式の区別の変更、(10)欄に規定する中継区間二重化に係る変更又は専用回線の移転があった場合は、変更前の回線専用料の額から、変更後の回線専用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間（イーサネット専用サービスの品目、1芯式と2芯式の区別の変更、(10)欄に規定する中継区間二重化に係る変更又は専用回線の移転があった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、イーサネット専用サービスの品目、1芯式と2芯式の区別の変更又は(10)欄に規定する中継区間二重化に係る変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の回線専用料の額を合算して行います。</p>						
<p>(6) 加入者回線を含む専用回線に係る加算料の適用</p>	<p>加入者回線（その加入者回線が1芯式のものに限ります。）を含む専用回線（第1種イーサネット専用サービスに係るのものに限ります。）の加算料（加入者回線に係るものに限ります。）については、2（料金額）2－1（基本額）2－1－2（加算料）に規定する額に2,000円(2,200円）（月額）を合算して適用します。</p>						
<p>(7) 取扱所回線多重を利用している場合の加算料の適用</p>	<p>専用契約者は、取扱所回線多重（専用回線の終端（取扱所回線に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）の場所（当社の指定する専用サービス取扱所内とします。）が同一であって、専用契約者が同一の者（共同専用契約を締結している専用回線について、その取扱所回線多重を利用する他の専用回線に同一の専用契約者が含まれている場合であって、その取扱所回線多重に係る専用契約者全員の同意があるときに限ります。）である複数のイーサネット専用サービス（種類が同一のものに限ります。）の取扱所回線を1の伝送路インタフェース上で多重することをいいます。以下第2類において同じとします。）を利用している場合の加算料は、次のア及びイの規定により適用します。</p> <p>ア 取扱所回線多重に係る伝送速度の区分</p> <p>当社は、取扱所回線多重に係る料金を適用するにあたって、次表に定める伝送速度の区分により、料金を適用します。</p> <p>(ア) 第1種イーサネット専用サービスに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="555 1619 1281 1771"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50Mb/s</td> <td>44.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>120Mb/s</td> <td>127.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 当社は、取扱所回線に係る専用回線について、1の取扱所回線多重を利用する専用回線の品目の伝送速度の合計が1Mbit/s以上となる場合に取扱所回線多重を提供します。</p>	区 分	内 容	50Mb/s	44.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの	120Mb/s	127.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの
区 分	内 容						
50Mb/s	44.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの						
120Mb/s	127.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの						

- 2 取扱所回線多重に係る伝送速度の区分について、その取扱所回線多重を利用する取扱所回線の1芯式と2芯式の区別が1芯式の場合は50Mb/sのもの、2芯式の場合は120Mb/sのものがあります。
- 3 専用契約者は、取扱所回線多重の請求を行うときは、あらかじめ伝送速度の区分を指定していただきます。
- 4 取扱所回線多重を利用している場合の回線接続装置は、その取扱所回線の取扱所回線多重の伝送速度の区分に対応した回線接続装置（1芯式のものについては回線終端装置とします。）とします。

(イ) 第3種イーサネット専用サービスに係るもの

区 分	内 容
100Mb/s	100Mbit/sまでの多重化が可能なもの
1 Gb/s	1000Mbit/sまでの多重化が可能なもの
備考	
<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、取扱所回線に係る専用回線について、1の取扱所回線多重を利用する専用回線の品目の伝送速度の合計が2Mbit/s以上となる場合に取扱所回線多重を提供します。 2 専用契約者は、取扱所回線多重の請求を行うときは、あらかじめ伝送速度の区分を指定していただきます。 3 取扱所回線多重を利用している場合の回線終端装置は、その取扱所回線の取扱所回線多重の伝送速度の区分に対応した回線終端装置とします。 	

イ 取扱所回線多重を利用している場合の加算料については、2（料金額）2-1（基本額）2-1-2（加算料）に規定する額は適用せず、取扱所回線多重を利用する専用回線の伝送速度の合計値に対応した伝送速度の区分の品目に係る次の額（以下「取扱所回線多重基本額」といいます。）を専用契約者が指定したその取扱所回線多重に係る1の専用回線に適用します。

(ア) 第1種イーサネット専用サービスに係るもの

月額

品 目	料 金 額
50Mb/s	20,000円(22,000円)
120Mb/s	32,000円(35,200円)

(イ) 第3種イーサネット専用サービスに係るもの

月額

区 分	内 容
100Mb/s	30,000円(33,000円)
1 Gb/s	30,000円(33,000円)

	<p>ウ 専用契約者は、取扱所回線多重に係る専用回線（第1種イーサネット専用サービスに係るものに限り。）について、当社の回線制御装置を設置していただきます。</p> <p>エ アからウまでの規定にかかわらず、次の場合には、取扱所回線多重を提供できないことがあります。</p> <p>(ア) 取扱所回線多重を提供することが技術的に困難なとき。</p> <p>(イ) その他当社の専用サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。</p>																														
<p>(8) 加入者回線多重を利用して いる場合の加算料の適用</p>	<p>加入者回線多重（専用回線の終端（加入者回線に係る終端に限ります。以下この欄において同じとします。）の場所が同一であって、専用契約者が同一の者（共同専用契約を締結している専用回線について、その加入者回線多重を利用する他の専用回線に同一の専用契約者が含まれている場合であって、その加入者回線多重に係る専用契約者全員の同意があるときに限り。）である複数のイーサネット専用サービス（種類が同一のものに限ります。）の加入者回線を1の伝送路インタフェース上で多重することをいいます。以下第2類において同じとします。）を利用している場合の加算料は、次のア及びイの規定により適用します。</p> <p>ア 加入者回線多重に係る伝送速度の区分</p> <p>当社は、加入者回線多重に係る料金を適用するにあたって、次表に定める伝送速度の区分により、料金を適用します。</p> <p>(ア) 第1種イーサネット専用サービスに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="568 1124 1265 1890"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 Mb/s</td><td>1.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td></tr> <tr><td>2 Mb/s</td><td>2.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td></tr> <tr><td>3 Mb/s</td><td>3.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td></tr> <tr><td>4 Mb/s</td><td>4.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td></tr> <tr><td>5 Mb/s</td><td>5.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td></tr> <tr><td>6 Mb/s</td><td>6.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td></tr> <tr><td>7 Mb/s</td><td>7.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td></tr> <tr><td>8 Mb/s</td><td>8.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td></tr> <tr><td>9 Mb/s</td><td>9.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td></tr> <tr><td>10Mb/s</td><td>10.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td></tr> <tr><td>15Mb/s</td><td>16.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td></tr> <tr><td>20Mb/s</td><td>20.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td></tr> <tr><td>30Mb/s</td><td>30.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td></tr> <tr><td>40Mb/s</td><td>40.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	1 Mb/s	1.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの	2 Mb/s	2.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの	3 Mb/s	3.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの	4 Mb/s	4.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの	5 Mb/s	5.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの	6 Mb/s	6.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの	7 Mb/s	7.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの	8 Mb/s	8.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの	9 Mb/s	9.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの	10Mb/s	10.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの	15Mb/s	16.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの	20Mb/s	20.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの	30Mb/s	30.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの	40Mb/s	40.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの
区 分	内 容																														
1 Mb/s	1.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの																														
2 Mb/s	2.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの																														
3 Mb/s	3.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの																														
4 Mb/s	4.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの																														
5 Mb/s	5.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの																														
6 Mb/s	6.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの																														
7 Mb/s	7.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの																														
8 Mb/s	8.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの																														
9 Mb/s	9.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの																														
10Mb/s	10.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの																														
15Mb/s	16.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの																														
20Mb/s	20.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの																														
30Mb/s	30.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの																														
40Mb/s	40.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの																														

50Mb/s	44.0Mbit/s 又は50.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの
60Mb/s	60.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの
70Mb/s	70.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの
80Mb/s	80.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの
90Mb/s	90.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの
100Mb/s	100.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの
110Mb/s	116.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの
120Mb/s	127.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの

備考

- 1 当社は、加入者回線に係る専用回線について、1の加入者回線多重を利用する専用回線の品目の伝送速度の合計が1Mbit/s以上となる場合に加入者回線多重を提供します。
- 2 専用契約者は、加入者回線多重の請求を行うときは、あらかじめ伝送速度の区分を指定していただきます。
- 3 加入者回線多重を利用している場合の回線接続装置は、その加入者回線の加入者回線多重の伝送速度の区分に対応した回線接続装置（1芯式のものについては回線終端装置とします。）とします。

(イ) 第3種イーサネット専用サービスに係るもの

区 分	内 容
100Mb/s	100Mbit/sまでの多重化が可能なもの
1 Gb/s	1000Mbit/sまでの多重化が可能なもの

備考

- 1 当社は、加入者回線に係る専用回線について、1の加入者回線多重を利用する専用回線の品目の伝送速度の合計が2Mbit/s以上となる場合に加入者回線多重を提供します。
- 2 専用契約者は、加入者回線多重の請求を行うときは、あらかじめ伝送速度の区分を指定していただきます。
- 3 加入者回線多重を利用している場合の回線終端装置は、その加入者回線の加入者回線多重の伝送速度の区分に対応した回線終端装置とします。

イ 加入者回線多重を利用している場合の加算料については、2（料金額）2-1（基本額）2-1-2（加算料）に規定する額は適用せず、加入者回線多重を利用する専用回線の伝送速度の合計値に対応した伝送速度の区分の品目に係る次の額（1の加入者回線多重を利用する加入者回線（第1種イーサネット専用サービスに係るもの）に限ります。）の1芯式と

2 芯式の区別が 1 芯式のものには次の額に 1 の加入者回線多重につき 2,000円 (2,200円) を合算した額とします。以下「加入者回線多重基本額」といいます。) を専用契約者が指定したその加入者回線多重に係る 1 の専用回線に適用します。

(ア) 第 1 種イーサネット専用サービスに係るもの

月額

品 目	料 金 額	
	1 芯式のもの	2 芯式のもの
1 Mb/s	46,000円 (50,600円)	46,000円 (50,600円)
2 Mb/s	78,000円 (85,800円)	78,000円 (85,800円)
3 Mb/s	86,000円 (94,600円)	86,000円 (94,600円)
4 Mb/s	89,000円 (97,900円)	89,000円 (97,900円)
5 Mb/s	92,000円 (101,200円)	92,000円 (101,200円)
6 Mb/s	95,000円 (104,500円)	95,000円 (104,500円)
7 Mb/s	97,000円 (106,700円)	97,000円 (106,700円)
8 Mb/s	99,000円 (108,900円)	99,000円 (108,900円)
9 Mb/s	101,000円 (111,100円)	101,000円 (111,100円)
10Mb/s	103,000円 (113,300円)	103,000円 (113,300円)
15Mb/s	118,000円 (129,800円)	118,000円 (129,800円)
20Mb/s	123,000円 (135,300円)	123,000円 (135,300円)
30Mb/s	146,000円 (160,600円)	146,000円 (160,600円)
40Mb/s	167,000円 (183,700円)	167,000円 (183,700円)
50Mb/s	185,000円 (203,500円)	185,000円 (203,500円)
60Mb/s	200,000円 (220,000円)	200,000円 (220,000円)
70Mb/s	213,000円 (234,300円)	213,000円 (234,300円)
80Mb/s	223,000円 (245,300円)	223,000円 (245,300円)
90Mb/s	231,000円 (254,100円)	231,000円 (254,100円)

100Mb/s	238,000円 (261,800円)	238,000円 (261,800円)
110Mb/s	255,000円 (280,500円)	255,000円 (280,500円)
120Mb/s	270,000円 (297,000円)	270,000円 (297,000円)

(イ) 第3種イーサネット専用サービスに係るもの

月額

区 分	内 容
100Mb/s	240,000円(264,000円)
1 Gb/s	800,000円(880,000円)

ウ 専用契約者は、加入者回線多重に係る専用回線（第1種イーサネット専用サービスに係るものに限り。）について、当社の回線制御装置を設置していただきます。

エ アからウまでの規定にかかわらず、次の場合には、加入者回線多重を提供できないことがあります。

(ア) 加入者回線多重を提供することが技術的に困難なとき。

(イ) その他当社の専用サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(9) 中継区間二重化に係る専用回線の基本額の適用

ア 中継区間二重化（専用回線（第1種イーサネット専用サービスに限り。以下この欄において同じとします。）の終端相互間の部分（取扱所回線の部分及び加入者回線の部分を除きます。以下第2類において「中継区間」といいます。）を二重化することをいいます。以下第2類において同じとします。）に係る専用回線の基本額は、2（料金額）2-1（基本額）2-1-1（基本料）に規定する額に0.2を乗じてその専用回線の基本額（この表の(6)欄から(8)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）に含めて適用します。

イ アの規定にかかわらず、次の場合には、中継区間二重化を提供できないことがあります。

(ア) 中継区間二重化を提供することが技術的に困難なとき。

(イ) その他当社の専用サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(10) サービス品質に係る料金の適用

サービス品質に係る専用回線の料金は、次のアからカの規定により適用します。

ア 故障回復に係る料金の適用

(ア) 当社は、専用契約者（臨時専用契約に係る契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻（第60条（専用契約者の切分責任）の規定により、その専用契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのこ

とを知った場合は、その知った時刻とします。)とします。
以下ア及びウにおいて同じとします。)から起算して2時間
(中継区間二重化に係る専用回線については1時間、第3
種イーサネット専用サービスに係る専用回線については30
分とします。)以上その状態が連続したときに限り、その専
用契約に係る料金(以下この欄において「故障返還料金額」
とします。)を返還します。

(イ) (ア)の規定による場合は、当社は、第52条(専用料の
支払義務)第2項第2号の規定(表に係るものに限りま
す。)は適用しません。

ただし、(エ)に規定する基本額及び加算額以外のその専
用回線に係る料金は、第52条第2項第2号の規定(表の1
欄に係るものに限ります。)を適用します。

(ウ) (ア)及び(イ)の規定にかかわらず、次に掲げる場合に
は、当社は、その専用契約に係る料金について、第52条(専
用料の支払義務)第2項第2号の規定(表に係るものに限
ります。)を適用します。

A 第47条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に、
当社がその専用回線の利用の中止をあらかじめその専用
契約者に通知したとき

この場合、第52条第2項第2号の規定(表の1欄に係
るものに限ります。)を適用します。

B 当社の故意又は重大な過失によりその専用サービスを
全く利用できない状態(その状態が連続した時間が1時
間未満となるものに限ります。)が生じたとき

この場合、第52条第2項第2号の規定(表の2欄に係
るものに限ります。)を適用します。

(エ) 故障返還料金額は、その専用回線の一部又は全部が利
用できない状態が連続した時点における、基本額(この表
の(6)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の
基本額とします。)及び加算額(回線終端装置専用料(第3
種イーサネット専用サービスに係るものに限ります。)に限
ります。)の合計額(以下この欄において「故障返還基準額」
とします。)を基に算出します。

(オ) (ア)の場合における故障返還料金額は、故障返還基準
額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

A その専用回線が中継区間二重化に係るもの

(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上72時間未満	50%

72時間以上	100%
--------	------

B その専用回線が第3種イーサネット専用サービスに係るもの

(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率
30分以上 1 時間未満	3%
1 時間以上 2 時間未満	10%
2 時間以上 4 時間未満	20%
4 時間以上 6 時間未満	30%
6 時間以上 8 時間未満	40%
8 時間以上 48 時間未満	50%
48 時間以上	100%

C A及びB以外のもの

(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率
2 時間以上 4 時間未満	10%
4 時間以上 6 時間未満	20%
6 時間以上 8 時間未満	30%
8 時間以上 12 時間未満	40%
12 時間以上 72 時間未満	50%
72 時間以上	100%

(カ) (ア)、(エ)及び(オ)の場合において、返還する故障返還料金額は次のA又はBの規定により算出する料金額（以下この欄において「故障返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

A B以外の場合

その料金月に係る月額料金（故障返還基準額に係るもの（料金表通則2（料金の計算方法等）の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2（料金の計算方法等）及び5（料金の計算方法等）の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第52条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及び次に掲げる場合に該当するときはその料金額の合計を減じた額とします。）

- ① この表の(11)欄の適用による減額となる料金額及びこの表の(13)欄の適用による割引となる料金額の合計
- ② この表の(12)欄の適用による減額となる料金額及びこの表の(13)欄の適用による割引となる料金額の合計

B その料金が専用回線の提供を開始した料金月であつて、料金月の初日以外の日はその専用回線の提供を開始した場合

その料金月及び翌料金月について、それぞれAの規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

(キ) (ア)の場合において、その専用回線の一部又は全部が利用できない状態が1の料金月((カ)のBに規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。)に複数回発生した場合は、当社は、それぞれの故障返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障返還料金額の合計額が故障返還上限額を超える場合においては、当社は、故障返還上限額を返還します。

(ク) (キ)の規定のほか、アからカまでの規定による料金の返還が1の料金月に同時に発生した場合の故障返還料金額の取扱いについては、カの規定に定めるところによります。

イ 故障通知時間に係る料金の適用

(ア) 当社は、専用契約者(第3種イーサネット専用サービスにあつては、付加機能(故障通知機能に限ります。)の提供を受けている専用契約者に限ります。)の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して5分以上(第3種イーサネット専用サービスに係る専用回線については3分以上とします。)その状態が継続しているものについて、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内にその状態であることを専用契約者があらかじめ指定した連絡先(当社とその専用契約者との協議により定められたものに限ります。以下イにおいて同じとします。)に通知しなかったときに限り、その専用契約に係る料金(以下この欄において「故障通知返還料金額」といいます。)を返還します。

(イ) 当社は、次に掲げる場合には(ア)の規定を適用しません。

A 第47条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に、当社がその専用回線の利用の中止をあらかじめその専用契約者に通知したとき

B 専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して5分以上その状態が継続しているものについて、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内に第60条(専用契約者の切分責任)の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をしたとき

C 第60条(専用契約者の切分責任)の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をしたことにより、当社がその専用回線を全く利用できない状態であることを知ったとき

D 当社の責めによらない理由により、専用契約者が指定した連絡先に通知できないとき

(ウ) 故障通知返還料金額は、その専用回線の一部又は全部が利用できない状態が発生した時点における、基本額（この表の(6)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の基本額及び加算額（回線終端装置専用料（第3種イーサネット専用サービスに係るものに限ります。）に限ります。）の合計額（以下この欄において「故障通知返還基準額」といいます。）に2%（中継区間二重化に係る専用回線及び第3種イーサネット専用サービスに係る専用回線については3%とします。）を乗じて得た額とします。

(エ) (ア)及び(ウ)の場合において、返還する故障通知返還料金額は次のA又はBの規定により算出する料金額（以下この欄において「故障通知返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

A B以外の場合

その料金月に係る月額料金（故障通知返還基準額に係るもの（料金表通則2（料金の計算方法等）の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2（料金の計算方法等）及び5（料金の計算方法等）の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第52条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及び次に掲げる場合に該当するときはその料金額の合計を減じた額とします。）

① この表の(11)欄の適用による減額となる料金額及びこの表の(13)欄の適用による割引となる料金額の合計

② この表の(12)欄の適用による減額となる料金額及びこの表の(13)欄の適用による割引となる料金額の合計

B その料金月が専用回線の提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその専用回線の提供を開始した場合

その料金月及び翌料金月について、それぞれAの規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

(オ) (ア)の場合において、その専用回線の一部又は全部が利用できない状態が1の料金月（(エ)のBに規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。）に複数回発生した場合は、当社は、それぞれの故障通知返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障通知返還料金額の合計額が故障通知返還上限額を超える場合においては、当社は、故障返還上限額を返還します。

(カ) (オ)の規定のほか、アからカの規定による料金の返還が1の料金月に同時に発生した場合の故障通知返還料金額の取扱いについては、カの規定に定めるところによります。

ウ 重複故障に係る料金の適用

(ア) 当社は、専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態が生じた場合（そのことを当社が知った時刻から起算して5分以上（第3種イーサネット専用サービスに係る専用回線にあっては3分以上とします。）その状態が継続したものに限り、以下、ウにおいて同じとします。）であって、その状態の発生件数を

1の料金月ごとに合計した件数（以下この欄において「重複故障件数」といいます。）が3件（中継区間二重化に係る専用回線及び第3種イーサネット専用サービスに係る専用回線については2件とします。）以上となったときに限り、その専用契約に係る料金（以下この欄において「重複故障返還料金額」といいます。）を返還します。

(イ) 当社は、第47条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に、当社がその専用回線の利用の中止をあらかじめその専用契約者に通知したときは、(ア)の規定は適用しません。

(ウ) 重複故障返還料金額は、(ア)の状態が生じた料金月における基本額（この表の(6)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の基本額とします。）及び加算額（回線終端装置専用料（第3種イーサネット専用サービスに係るものに限ります。）に限ります。）の合計額（以下この欄の規定において「重複故障返還基準額」といいます。）を基に算出します。

(エ) (ア)の場合における重複故障返還料金額は重複故障返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

A その専用回線が中継区間二重化に係るもの及び第3種イーサネット専用サービスに係るもの

重複故障件数	料金返還率
2件	10%
3件	30%
4件以上	50%

B A以外のもの

重複故障件数	料金返還率
3件	10%
4件	30%
5件以上	50%

(オ) アからカまでの規定による料金の返還が1の料金月に同時に発生した場合の重複故障返還料金額の取扱いについては、カの規定に定めるところによります。

エ 開通遅延に係る料金の適用

(ア) 当社は、第12条（専用申込の承諾）の規定によりイーサネット専用サービスに係る専用契約（臨時専用契約を除きます。以下この欄において同じとします。）の申込の承諾をした場合において、当社とその専用契約者とが合意したその専用回線の提供の開始予定日（以下この欄において「開通予定日」といいます。）に、その専用契約者の責めによらない理由によりその専用回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその専用回線の提供を実際に開始した日までの日数（開通予定日から起算してその翌日を1日

とした日数とします。以下この欄において「開通遅延日数」といいます。)に応じて、その専用契約に係る料金(以下この欄において「開通遅延返還料金額」といいます。)を返還します。

(イ) 開通遅延返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における基本額(この表の(6)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の基本額及び加算額(回線終端装置専用料(第3種イーサネット専用サービスに係るもの)に限ります。)に限ります。)の合計額(以下この欄において「開通遅延返還基準額」といいます。)を基に算出します。

(ウ) (ア)の場合における開通遅延返還料金額は開通遅延返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

A その専用回線が中継区間二重化に係るもの及び第3種イーサネット専用サービスに係るもの

開通遅延日数	料金返還率
1日	10%
2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率
15日	25%
16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率
28日以上	50%

B A以外のもの

開通遅延日数	料金返還率
1日	5%
2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率
15日	20%
16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率
28日以上	45%

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)の場合において、返還する開通遅延返還料金額は次のA又はBの規定により算出する料金額（以下この欄において「開通遅延返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

A B以外の場合

その料金月に係る月額料金（開通遅延基準額に係るもの（料金表通則2（料金の計算方法等）の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2（料金の計算方法等）及び5（料金の計算方法等）の規定に基づき算出した額とします。）に限り、）の合計額（第52条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及び次に掲げる場合に該当するときはその料金額の合計を減じた額とします。）

① この表の(11)欄の適用による減額となる料金額及びこの表の(13)欄の適用による割引となる料金額の合計

② この表の(12)欄の適用による減額となる料金額及びこの表の(13)欄の適用による割引となる料金額の合計

B その料金月が専用回線の提供を開始した料金月であつて、料金月の初日以外の日はその専用回線の提供を開始した場合

その料金月及び翌料金月について、それぞれAの規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

(オ) アからカまでの規定による料金の返還が1の料金月に同時に発生した場合の開通遅延返還料金額の取扱いについては、カの規定に定めるところによります。

オ 帯域保証に係る料金の適用

(ア) 当社は、専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線（第3種イーサネット専用サービス（特定加入者回線を含むものを除きます。）に係るものに限り、）以下オについて同じとします。）の符号伝送速度が、その品目に係る符号伝送速度の概ね97%に満たない状態が生じた場合であつて、そのことを当社が知った時刻（専用サービス取扱所において、当社が試験を行い、そのことを確認した時刻をいいます。以下オについて同じとします。）から起算して、(ウ)の表に定める時間その状態が連続したものに限り、その状態が解消するまでその専用契約に係る料金（以下この欄において「帯域保証返還料金額」といいます。）を返還します。

(イ) 帯域保証返還料金額は、その専用回線の符号伝送速度が、(ア)に規定する状態が連続した時点における基本額（この表の(7)欄及び(8)欄の適用による場合は、適用した後の基本額）とします。）及び加算額（回線終端装置専用料に限ります。）の合計額（以下この欄において「帯域保証返還基準額」といいます。）を基に算出します。

(ウ) (ア)の場合における帯域保証返還料金額は帯域保証返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

(ア)に規定する状態が連続した時間 (帯域低下時間)	料金返還率
30分以上1時間未満	3%
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上48時間未満	50%
48時間以上	100%

(エ) (ア)から(ウ)までの場合において、返還する帯域保証返還料金額は次のA又はBの規定により算出する料金額（以下この欄において「帯域保証返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

A B以外の場合

その料金月に係る月額料金（帯域保証返還基準額に係るもの（料金表通則2（料金の計算方法等）の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2（料金の計算方法等）及び5（料金の計算方法等）の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第52条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及び次に掲げる場合に該当するときはその料金額を減じた額とします。）

- ① この表の(11)欄の適用による減額となる料金額
- ② この表の(12)欄の適用による減額となる料金額

B その料金月が専用回線の提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその専用回線の提供を開始した場合

その料金月及び翌料金月について、それぞれAの規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

(オ) (ア)の場合において、その専用回線の符号伝送速度が、(ア)に規定する状態が1の料金月（(エ)のBに規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。）に複数回発生した場合は、当社は、それぞれの帯域保証返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その帯域保証返還料金額の合計額が帯域保証返還上限額を超える場合においては、当社は、帯域保証返還上限額を返還します。

(カ) ア及びオの規定による料金の返還（1の理由によるものに限ります。）が同時に発生した場合、当社は、故障返還料金額のみを返還します。

(キ) (カ)の規定のほか、アからカの規定による料金の返還が1の料金月に同時に発生した場合の故障返還料金額の取

扱いについては、カの規定に定めるところによります。

カ 全体累積故障時間に係る料金の適用

(ア) 当社は、全ての提供区間において、全体稼働率（全体累積稼働時間（その料金月における日数に24を乗じて得た時間にイーサネット専用サービス（第3種イーサネット専用サービス）に限り、以下カにおいて同じとします。）の回線数（その料金月において当社が全ての専用契約者（第3種イーサネット専用サービスに係る専用契約者に限り、以下カにおいて同じとします。）に対して提供している回線数とします。）を乗じて得た値をいいます。以下カにおいて同じとします。）から、専用契約者の責めによらない理由によりイーサネット専用サービスを利用することができなかった時間（そのことを当社が知った時刻（第60条（専用契約者の切分責任）の規定により、専用契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、その状態が連続した時間（第47条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社がイーサネット専用サービスの利用の中止をあらかじめその専用契約者に通知したときは、その時間を除きます。）をいいます。）を1の料金月ごとに合算して得た値を減じて得た値を、全体累積稼働時間で除して得た割合をいいます。）が99.99%を下回った場合に限り、イーサネット専用サービスに係る料金（以下カにおいて「全体累積故障時間返還料金額」といいます。）を返還します。

(イ) 全体累積故障時間返還料金額は、(ア)の状態が生じた料金月における、基本額（この表の(7)欄及び(8)欄の適用による場合は、適用した後の額とします。）及び加算額（回線終端装置専用料に限り、）の合計額（以下「全体累積故障時間返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

全体稼働率	料金返還率
99.8%以上99.99%未満	1%
98.0%以上99.8%未満	3%
95.0%以上98.0%未満	10%
90.0%以上95.0%未満	20%
90.0%未満	100%

(ウ) (ア)及び(イ)の場合において、返還する全体累積故障時間返還料金額は、次のA又はBの規定により算出する料金額（以下カにおいて「全体累積故障時間返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

A B以外の場合

その料金月に係る月額料金（全体累積故障時間返還基準額に係るもの（料金表通則2（料金の計算方法等）の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則2（料

金の計算方法等)及び5(料金の計算方法等)の規定に基づき算出した額とします。)に限りません。)の合計額(第52条第2項第2号の規定により支払を要しないこととなる料金額及び次に掲げる場合に該当するときはその料金額を減じた額とします。)

① この表の(11)欄の適用による減額となる料金額

② この表の(12)欄の適用による減額となる料金額

B その料金が専用回線の提供を開始した料金月であつて、料金月の初日以外の日はその専用回線の提供を開始した場合

その料金月及び翌料金月について、それぞれAの規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

(エ) アからカまでの規定による料金の返還が1の料金月に同時に発生した場合、当社は、故障返還料金額、故障通知返還料金額、重複故障返還料金額、開通遅延返還料金額、帯域保証返還料金額及び全体累積故障時間返還料金額の合計額を返還します。

(オ) (エ)の規定にかかわらず、その合計額が故障返還上限額、故障通知返還上限額、開通遅延返還上限額、帯域保証返還上限額又は全体累積故障時間返還上限額を比較して最も高額となる額(ア、イ、エ、オ又はカのうちの料金の返還が発生する規定に係るものに限りません。以下この欄について「返還上限額」といいます。)を超える場合には、返還上限額を返還します。

(11) 継続利用期間に係る基本額の適用

ア 当社は、専用契約者(臨時専用契約に係る契約者を除きます。以下この表の(11)欄から(13)欄までにおいて同じとします。)の専用契約に基づいて専用回線の提供を開始した日(イーサネット専用サービス(第1種イーサネット専用サービスに限りません。)の品目、1芯式と2芯式の区別の変更又は中継区間二重化に係る変更があった場合は変更した日とします。)の翌料金月の初日から起算して次表に定める期間を経過したときの基本額については、その経過期間に応じて、2(料金額)2-1(基本額)の額(この表の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この表の(11)欄及び(12)欄において同じとします。)から同表に規定する額を減額して適用します。

ただし、この表の(12)欄の規定による長期継続利用に係る基本額の適用を行う専用回線については、この限りではありません。

経過期間	料金額の減額(月額)
1年間を超え2年間までの期間	2-1の額に0.03を乗じて得た額
2年間を超え3年間までの期間	2-1の額に0.05を乗じて得た額
3年間を超え4年間までの期間	2-1の額に0.07を乗じて得た額

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 264 916 349">4年間を超え5年間までの期間</td> <td data-bbox="916 264 1281 349">2-1の額に0.09を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 349 916 434">5年間を超える期間</td> <td data-bbox="916 349 1281 434">2-1の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </table>	4年間を超え5年間までの期間	2-1の額に0.09を乗じて得た額	5年間を超える期間	2-1の額に0.11を乗じて得た額					
4年間を超え5年間までの期間	2-1の額に0.09を乗じて得た額									
5年間を超える期間	2-1の額に0.11を乗じて得た額									
	<p>イ アに規定する経過期間には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p>									
<p>(12) 長期継続利用に係る基本額の適用</p>	<p>ア 当社は専用契約者から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本額については、2（料金額）2-1（基本額）の額から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 779 770 864">種 類</th> <th data-bbox="770 779 986 864">継続して利用する期間</th> <th data-bbox="986 779 1281 864">基本額の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 864 770 949">(ア) 3年利用</td> <td data-bbox="770 864 986 949">3年間</td> <td data-bbox="986 864 1281 949">2-1の額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 949 770 1034">(イ) 6年利用</td> <td data-bbox="770 949 986 1034">6年間</td> <td data-bbox="986 949 1281 1034">2-1の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る基本額については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る基本額の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、その専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。</p> <p>キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の基本額については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。</p>	種 類	継続して利用する期間	基本額の減額（月額）	(ア) 3年利用	3年間	2-1の額に0.07を乗じて得た額	(イ) 6年利用	6年間	2-1の額に0.11を乗じて得た額
種 類	継続して利用する期間	基本額の減額（月額）								
(ア) 3年利用	3年間	2-1の額に0.07を乗じて得た額								
(イ) 6年利用	6年間	2-1の額に0.11を乗じて得た額								

ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前にイーサネット専用サービスの品目、1芯式と2芯式の区別の変更、中継区間二重化に係る変更又は専用回線の移転（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）によりその専用契約に係る基本額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、長期継続利用の廃止の場合であって、この表の(11)欄のアの表に規定する基本額の減額に係る料金額が、この欄のアの表に規定する基本額の減額に係る料金額を上回る場合については、この限りではありません。

区 分	支払いを要する額
(ア) 品目の変更等により基本額が減少した場合	残余の期間（品目等の変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する基本額差額（減少前の基本額から減少後の基本額を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間（長期継続利用の廃止のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する廃止前の基本額に0.35を乗じて得た額

(13) 高額利用に係る基本額の割引の適用

ア 当社は、第1種イーサネット専用サービスに係るものについて、次の場合には、次表に規定する額の割引（以下この欄において「高額利用割引」といいます。）を行います。

(ア) その専用回線の基本額（この表の(9)欄までの適用及び(11)欄の適用又は(12)欄の適用による場合は、適用した後の基本額とします。）が100万円(110万円)を超えるとき。
（(イ)に該当する場合を除きます。）

(イ) 1の高額利用指定回線群（専用契約者が指定する2以上の専用回線（その専用契約者に係る専用回線（イーサネット専用サービスに係るもののほか、当社の専用サービス契約約款に定める高速デジタル伝送サービスに係るもの（当社の専用サービス契約約款の料金表第1表（料金（付帯サービスの料金を除きます。））第2類（高速デジタル伝送サービスに関する専用料）1（適用）の表の(16)欄に規定する高額利用指定回線群に指定されているものを除きます。）により構成されるものをいいます。以下この欄において同じとします。）の料金額（高額利用指定回線群を構成する専用回線の基本額（イーサネット専用サービスについては、この表の(9)欄までの適用及び(11)欄又は(12)欄の適用による場合は、適用した後の基本額とし、高速デジタル伝送サービスについては、当社の専用サービス契約約款

の料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第2類（高速デジタル伝送サービスに関する専用料）1（適用）の表の(12)欄までの適用及び(14)欄又は(15)欄の適用による場合は、適用した後の基本額とします。以下この欄において同じとします。）の合計額をいいます。以下この欄において同じとします。）が100万円(110万円)を超える場合であって、その専用契約者から申出があったとき。

割引額	1の高額利用指定回線群の料金額（(ア)に規定する1の専用回線の基本額を含みます。）に、次表に規定する割引率を乗じて得た額	
	高額利用指定回線群の料金額	割引率
	100万円(110万円)を超え500万円(550万円)までの部分	3%
	500万円(550万円)を超え3,000万円(3,300万円)までの部分	5%
	3,000万円(3,300万円)を超える部分	7%

- イ 割引率の計算は、料金月単位で行います。
- ウ 高額利用指定回線群の料金額に対する高額利用割引は、専用契約者からの申出を当社が承諾した日からその廃止があった日の前日までの期間について適用します。
- エ 当社は、専用契約者から、その高額利用指定回線群に新たに専用回線を追加する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日からのその専用回線の基本額について、高額利用指定回線群を構成している専用回線をその高額利用指定回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日までのその専用回線の基本額について、その高額利用指定回線群の料金額に含めるものとします。
- オ ウ及びエに規定する場合の高額利用指定回線群の料金額の対象となるその専用回線の基本額は、料金表通則の規定に準じて取扱います。
- キ 当社は、料金返還その他の場合において高額利用指定回線群を構成する専用回線1回線当たりの基本額を確定する必要が生じたときは、その基本額は次の算式により算出します。

$$\begin{array}{l}
 \text{専用回線1回線} \\
 \text{当たりの基本額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{高額利用割引適} \\
 \text{用後の高額利用} \\
 \text{指定回線群の料} \\
 \text{金額}
 \end{array}
 \times
 \frac{\begin{array}{l} \text{高額利用割引} \\ \text{適用前のその} \\ \text{専用回線の基} \\ \text{本額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{高額利用割引} \\ \text{適用前的高額} \\ \text{利用指定回線} \\ \text{群の料金額} \end{array}}$$

	ク 前項の場合において、高額利用割引適用後の高額利用指定回線群の料金額からその高額利用指定回線群を構成するすべての専用回線について前項の算式により算出した専用回線1回線当たりの基本額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を専用契約者が指定する1の専用回線（その高額利用指定回線群を構成するものに限りません。）の基本額に加算するものとします。
(14) 回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用	回線距離測定局の変更があった場合及び復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合の料金の適用については、高速デジタル専用サービスの場合に準ずるものとします。

2 料金額

2-1 基本額

2-1-1 基本料

2-1-1-1 第1種イーサネット専用サービスに係るもの

(1) 0.5Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	9,000円 (9,900円)
30 k mまでのもの	36,000円 (39,600円)
60 k mまでのもの	56,000円 (61,600円)
100 k mまでのもの	71,000円 (78,100円)
300 k mまでのもの	96,000円 (105,600円)
500 k mまでのもの	136,000円 (149,600円)
500 k mを超えるもの	183,000円 (201,300円)

(2) 1 Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	28,000円 (30,800円)
30 k mまでのもの	68,000円 (74,800円)
60 k mまでのもの	87,000円 (95,700円)

100 k mまでのもの	168,000円 (184,800円)
500 k mまでのもの	222,000円 (244,200円)
500 k mを超えるもの	369,000円 (405,900円)

(3) 2 Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	64,000円 (70,400円)
30 k mまでのもの	97,000円 (106,700円)
60 k mまでのもの	100,000円 (110,000円)
100 k mまでのもの	266,000円 (292,600円)
500 k mまでのもの	390,000円 (429,000円)
500 k mを超えるもの	647,000円 (711,700円)

(4) 3 Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	82,000円 (90,200円)
30 k mまでのもの	125,000円 (137,500円)
60 k mまでのもの	135,000円 (148,500円)
100 k mまでのもの	369,000円 (405,900円)
500 k mまでのもの	536,000円 (589,600円)
500 k mを超えるもの	888,000円 (976,800円)

(5) 4 Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
-------	-------

15 k mまでのもの	98,000円 (107,800円)
30 k mまでのもの	150,000円 (165,000円)
60 k mまでのもの	162,000円 (178,200円)
100 k mまでのもの	443,000円 (487,300円)
500 k mまでのもの	657,000円 (722,700円)
500 k mを超えるもの	1,094,000円 (1,203,400円)

(6) 5 Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	112,000円 (123,200円)
30 k mまでのもの	171,000円 (188,100円)
60 k mまでのもの	185,000円 (203,500円)
100 k mまでのもの	505,000円 (555,500円)
500 k mまでのもの	748,000円 (822,800円)
500 k mを超えるもの	1,246,000円 (1,370,600円)

(7) 6 Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	121,000円 (133,100円)
30 k mまでのもの	185,000円 (203,500円)
60 k mまでのもの	200,000円 (220,000円)
100 k mまでのもの	546,000円 (600,600円)
500 k mまでのもの	794,000円 (873,400円)
500 k mを超えるもの	1,327,000円 (1,459,700円)

(8) 7 Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	125,000円 (137,500円)
30 k mまでのもの	192,000円 (211,200円)
60 k mまでのもの	207,000円 (227,700円)
100 k mまでのもの	567,000円 (623,700円)
500 k mまでのもの	834,000円 (917,400円)
500 k mを超えるもの	1,396,000円 (1,535,600円)

(9) 8 Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	129,000円 (141,900円)
30 k mまでのもの	198,000円 (217,800円)
60 k mまでのもの	215,000円 (236,500円)
100 k mまでのもの	589,000円 (647,900円)
500 k mまでのもの	875,000円 (962,500円)
500 k mを超えるもの	1,465,000円 (1,611,500円)

(10) 9 Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	134,000円 (147,400円)
30 k mまでのもの	205,000円 (225,500円)
60 k mまでのもの	223,000円 (245,300円)
100 k mまでのもの	611,000円 (672,100円)

500 k mまでのもの	924,000円 (1,016,400円)
500 k mを超えるもの	1,549,000円 (1,703,900円)

(11) 10Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	138,000円 (151,800円)
30 k mまでのもの	212,000円 (233,200円)
60 k mまでのもの	231,000円 (254,100円)
100 k mまでのもの	632,000円 (695,200円)
500 k mまでのもの	943,000円 (1,037,300円)
500 k mを超えるもの	1,587,000円 (1,745,700円)

(12) 15Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	146,000円 (160,600円)
30 k mまでのもの	242,000円 (266,200円)
60 k mまでのもの	267,000円 (293,700円)
100 k mまでのもの	633,000円 (696,300円)
500 k mまでのもの	1,040,000円 (1,144,000円)
500 k mを超えるもの	1,708,000円 (1,878,800円)

(13) 20Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	152,000円 (167,200円)
30 k mまでのもの	252,000円 (277,200円)

60 k mまでのもの	279,000円 (306,900円)
100 k mまでのもの	634,000円 (697,400円)
500 k mまでのもの	1,072,000円 (1,179,200円)
500 k mを超えるもの	1,749,000円 (1,923,900円)

(14) 30Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	192,000円 (211,200円)
30 k mまでのもの	281,000円 (309,100円)
60 k mまでのもの	294,000円 (323,400円)
100 k mまでのもの	904,000円 (994,400円)
500 k mまでのもの	1,093,000円 (1,202,300円)
500 k mを超えるもの	1,804,000円 (1,984,400円)

(15) 40Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	213,000円 (234,300円)
30 k mまでのもの	342,000円 (376,200円)
60 k mまでのもの	344,000円 (378,400円)
100 k mまでのもの	925,000円 (1,017,500円)
500 k mまでのもの	1,112,000円 (1,223,200円)
500 k mを超えるもの	2,080,000円 (2,288,000円)

(16) 50Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額

15 k mまでのもの	273,000円 (300,300円)
30 k mまでのもの	403,000円 (443,300円)
60 k mまでのもの	427,000円 (469,700円)
100 k mまでのもの	1,103,000円 (1,213,300円)
500 k mまでのもの	1,217,000円 (1,338,700円)
500 k mを超えるもの	2,306,000円 (2,536,600円)

(17) 60Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	292,000円 (321,200円)
30 k mまでのもの	430,000円 (473,000円)
60 k mまでのもの	464,000円 (510,400円)
100 k mまでのもの	1,515,000円 (1,666,500円)
500 k mまでのもの	1,739,000円 (1,912,900円)
500 k mを超えるもの	3,109,000円 (3,419,900円)

(18) 70Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	323,000円 (355,300円)
30 k mまでのもの	477,000円 (524,700円)
60 k mまでのもの	515,000円 (566,500円)
100 k mまでのもの	1,678,000円 (1,845,800円)
500 k mまでのもの	1,951,000円 (2,146,100円)
500 k mを超えるもの	3,457,000円 (3,802,700円)

(19) 80Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	354,000円 (389,400円)
30 k mまでのもの	524,000円 (576,400円)
60 k mまでのもの	567,000円 (623,700円)
100 k mまでのもの	1,679,000円 (1,846,900円)
500 k mまでのもの	1,961,000円 (2,157,100円)
500 k mを超えるもの	3,496,000円 (3,845,600円)

(20) 90Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	385,000円 (423,500円)
30 k mまでのもの	572,000円 (629,200円)
60 k mまでのもの	619,000円 (680,900円)
100 k mまでのもの	1,680,000円 (1,848,000円)
500 k mまでのもの	1,972,000円 (2,169,200円)
500 k mを超えるもの	3,537,000円 (3,890,700円)

(21) 100Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	416,000円 (457,600円)
30 k mまでのもの	620,000円 (682,000円)
60 k mまでのもの	645,000円 (709,500円)
100 k mまでのもの	1,681,000円 (1,849,100円)

500 k mまでのもの	1,983,000円 (2,181,300円)
500 k mを超えるもの	3,577,000円 (3,934,700円)

(22) 110Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	447,000円 (491,700円)
30 k mまでのもの	745,000円 (819,500円)
60 k mまでのもの	829,000円 (911,900円)
100 k mまでのもの	1,867,000円 (2,053,700円)
500 k mまでのもの	2,446,000円 (2,690,600円)
500 k mを超えるもの	3,639,000円 (4,002,900円)

(23) 120Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	479,000円 (526,900円)
30 k mまでのもの	797,000円 (876,700円)
60 k mまでのもの	915,000円 (1,006,500円)
100 k mまでのもの	2,043,000円 (2,247,300円)
500 k mまでのもの	2,789,000円 (3,067,900円)
500 k mを超えるもの	3,750,000円 (4,125,000円)

2-1-1-2 第3種イーサネット専用サービスに係るもの

1 Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料 金 額
県内	19,000円 (20,900円)

ゾーン内	63,000円 (69,300円)
フラット	229,000円 (251,900円)

10Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分	料 金 額
県内	127,000円 (139,700円)
ゾーン内	206,000円 (226,600円)
フラット	400,000円 (440,000円)

100Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分	料 金 額
県内	399,000円 (438,900円)
ゾーン内	619,000円 (680,900円)
フラット	2,091,000円 (2,300,100円)

1 Gb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分	料 金 額
県内	830,000円 (913,000円)
ゾーン内	1,330,000円 (1,463,000円)
フラット	3,980,000円 (4,378,000円)

2-1-2 加算料

2-1-2-1 第1種イーサネット専用サービスに係るもの

(1) 取扱所回線に係るもの

基本回線専用料

1 の引込線ごとに月額

区 別	料 金 額
1 芯式のもの	20,000円 (22,000円)
2 芯式のもの	32,000円 (35,200円)

(2) 加入者回線に係るもの

基本回線専用料

1の引込線ごとに月額

品 目	料 金 額	
	1 芯式	2 芯式
0.5Mb/s	31,000円 (34,100円)	31,000円 (34,100円)
1 Mb/s	46,000円 (50,600円)	46,000円 (50,600円)
2 Mb/s	78,000円 (85,800円)	78,000円 (85,800円)
3 Mb/s	86,000円 (94,600円)	86,000円 (94,600円)
4 Mb/s	89,000円 (97,900円)	89,000円 (97,900円)
5 Mb/s	92,000円 (101,200円)	92,000円 (101,200円)
6 Mb/s	95,000円 (104,500円)	95,000円 (104,500円)
7 Mb/s	97,000円 (106,700円)	97,000円 (106,700円)
8 Mb/s	99,000円 (108,900円)	99,000円 (108,900円)
9 Mb/s	101,000円 (111,100円)	101,000円 (111,100円)
10Mb/s	103,000円 (113,300円)	103,000円 (113,300円)
15Mb/s	118,000円 (129,800円)	118,000円 (129,800円)
20Mb/s	123,000円 (135,300円)	123,000円 (135,300円)
30Mb/s	146,000円 (160,600円)	146,000円 (160,600円)
40Mb/s	167,000円 (183,700円)	167,000円 (183,700円)
50Mb/s	185,000円 (203,500円)	185,000円 (203,500円)
60Mb/s	200,000円 (220,000円)	200,000円 (220,000円)
70Mb/s	213,000円 (234,300円)	213,000円 (234,300円)
80Mb/s	223,000円 (245,300円)	223,000円 (245,300円)
90Mb/s	231,000円 (254,100円)	231,000円 (254,100円)
100Mb/s	238,000円 (261,800円)	238,000円 (261,800円)
110Mb/s	255,000円 (280,500円)	255,000円 (280,500円)

120Mb/s	270,000円 (297,000円)	270,000円 (297,000円)
---------	------------------------	------------------------

2-1-2-2 第3種イーサネット専用サービスに係るもの

(1) 取扱所回線に係るもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/s	30,000円 (33,000円)
10Mb/s	30,000円 (33,000円)
100Mb/s	30,000円 (33,000円)
1 Gb/s	30,000円 (33,000円)

(2) 加入者回線（特定加入者回線に係るものを除きます。）に係るもの

基本回線専用料

1の引込線ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/s	48,000円 (52,800円)
10Mb/s	105,000円 (115,500円)
100Mb/s	240,000円 (264,000円)
1 Gb/s	800,000円 (880,000円)

(3) 特定加入者回線に係るもの

基本回線専用料

1の引込線ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/s	36,000円 (39,600円)
10Mb/s	78,000円 (85,800円)
100Mb/s	178,000円 (195,800円)

2-2 加算額

2-2-1 付加機能使用料

(1) VLANタグ変換機能

1の専用契約ごとに

区 分	料 金 額
複数の専用回線（第3種イーサネット専用サービスに係るものに限り、当社が指定する方法により1の取扱所回線又は加入者回線に多重する機能）を、	—

(2) 故障通知機能

1の専用契約ごとに

区 分	料 金 額
その専用回線（第3種イーサネット専用サービスに係るものに限り、当社が指定する方法により1の取扱所回線又は加入者回線に多重する機能）において故障が検知された場合に、専用契約者が予め指定した通知先に通知することができるようにする機能	—

備考

- 1 専用契約者は、その専用回線に係る故障を当社が検知した場合、当社が専用契約者の指定する通知先に通知することについて、その通知する相手方から事前に同意を得ていただきます。
- 2 当社は、専用契約者に、故障通知機能の提供を受けるために必要となる情報の適正な管理及び現行化に努めていただきます。
- 3 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

2-2-2 回線終端装置の部分

(1) 第1種イーサネット専用サービスに係るもの

回線終端装置専用料

月額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
端末側インタフェースがメタリックケーブルのもの	下記以外のもの	1台ごとに 11,000円 (12,100円)
	10BASE-Tのもの	1台ごとに 5,000円 (5,500円)
	100BASE-TXのもの	1台ごとに 10,000円 (11,000円)
端末側インタフェースが同軸ケーブルのもの	1台ごとに	20,000円 (22,000円)
端末側インタフェースが光ケーブルのもの	I型	1台ごとに 33,000円 (36,300円)
	II型	1台ごとに 29,000円 (31,900円)

備考 当社は、回線終端装置(10BASE-Tのもの、100BASE-TXのものを除きます。)を、加入者回線多重若しくは取扱所回線多重に係る加入者回線又は取扱所回線に限り提供します。

(2) 第3種イーサネット専用サービスに係るもの
回線終端装置専用料

月額

料 金 種 別			単 位	料 金 額
端末側インタフェースがメタリックケーブルのもの	10BASE-Tのもの	下記以外のもの	1台ごとに	5,000円 (5,500円)
		特定加入者回線に係るもの	1台ごとに	6,000円 (6,600円)
	100BASE-TXのもの	下記以外のもの	1台ごとに	10,000円 (11,000円)
		特定加入者回線に係るもの	1台ごとに	11,000円 (12,100円)
		取扱所回線多重又は加入者回線多重に係るもの	1台ごとに	25,000円 (27,500円)
端末側インタフェースが光ケーブルのもの	1000BASE-SX又は1000BASE-LXのもの	下記以外のもの	1台ごとに	35,000円 (38,500円)
		取扱所回線多重又は加入者回線多重に係るもの	1台ごとに	50,000円 (55,000円)

2-2-3 当社が提供する配線設備を利用しているとき
配線設備専用料

月額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
配線(屋内配線専用料)	1配線ごとに	2,000円 (2,200円)

2-2-4 当社が提供する宅内機器を利用しているとき
機械専用料

月額

料 金 種 別			単 位	料 金 額
回線接続装置	端末側インタフェースがメタリックケーブルのもの	10BASE-Tのもの	1台ごとに	5,000円 (5,500円)
		100BASE-TXのもの	1台ごとに	10,000円 (11,000円)
	端末側インタフェ	I型	1台ごとに	42,000円 (46,200円)

	ースが光ケーブル のもの	Ⅱ型	1台ごとに	38,000円 (41,800円)
--	-----------------	----	-------	----------------------

備考 10BASE-Tのもの及び100BASE-TXのものを除く回線接続装置は、加入者回線多重又は取扱所回線多重に係る加入者回線又は取扱所回線に限り提供します。

第2 臨時専用契約に関するもの

基本回線専用料、回線終端装置専用料、機械専用料又は配線専用料 日額

その専用回線等を臨時専用契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1

備考 臨時専用契約は、イーサネット専用サービスの専用回線（加入者回線を含むものを除きます。）による場合に限り締結します。

第3類 手続きに関する料金

第1 適用

区 分	内 容						
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>専用サービス利用権に基づいて専用サービスの提供を受ける権利の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>契約者数変更手数料</td> <td>専用契約者数の変更の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料	専用サービス利用権に基づいて専用サービスの提供を受ける権利の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金	契約者数変更手数料	専用契約者数の変更の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	種 別	内 容					
譲渡承認手数料	専用サービス利用権に基づいて専用サービスの提供を受ける権利の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金						
契約者数変更手数料	専用契約者数の変更の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						

第2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800円 (880円)
契約者数変更手数料	1 契約ごとに	800円 (880円)

第2表 工事に関する費用（附帯サービスの工事に関する費用を除きます。）

第1 工事費

高速デジタル伝送サービス及びイーサネット専用サービスに関するもの

1 適用

工 事 費 の 適 用											
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る回線接続等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。										
(2) 回線接続等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費の適用	回線接続等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>回線接続等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 回線接続等工事費</td> <td>専用サービス取扱所の主配線盤等において専用回線の接続等の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線終端装置工事費</td> <td>回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 屋内配線工事費</td> <td>次の配線工事を要する場合に適用します。 (ア) 専用回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は、宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間</td> </tr> <tr> <td>エ 機器工事費</td> <td>当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	回線接続等工事費等の適用	ア 回線接続等工事費	専用サービス取扱所の主配線盤等において専用回線の接続等の工事を要する場合に適用します。	イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。	ウ 屋内配線工事費	次の配線工事を要する場合に適用します。 (ア) 専用回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は、宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間	エ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。
	区 分	回線接続等工事費等の適用									
	ア 回線接続等工事費	専用サービス取扱所の主配線盤等において専用回線の接続等の工事を要する場合に適用します。									
	イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。									
ウ 屋内配線工事費	次の配線工事を要する場合に適用します。 (ア) 専用回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は、宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間										
エ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。										
ア 回線接続等工事費	専用サービス取扱所の主配線盤等において専用回線の接続等の工事を要する場合に適用します。										
イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。										
ウ 屋内配線工事費	次の配線工事を要する場合に適用します。 (ア) 専用回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は、宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間										
エ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。										
(3) 移転又は一時移転の場合の工事費の適用	移転又は一時移転の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。										
(4) 取扱所回線多重に係る回線接続等工事費の適用	取扱所回線多重の利用に関する回線接続等工事費は、1の取扱所回線多重について、1の取扱所回線ごとに適用します。										
(5) 加入者回線多重に係る回線接続等工事費の適用	加入者回線多重の利用に関する回線接続等工事費は、1の加入者回線多重について、1の加入者回線ごとに適用します。										

<p>(6) 割増工事費の適用</p>	<p>当社は、専用契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <table border="1" data-bbox="555 488 1278 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 488 959 539">工事を施工する時間</th> <th data-bbox="959 488 1278 539">割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 539 959 730">午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、終日とします。）</td> <td data-bbox="959 539 1278 730">その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間	割増工事費の額	午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、終日とします。）	その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額
工事を施工する時間	割増工事費の額				
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、終日とします。）	その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額				
<p>(7) 開通サポート工事費の適用</p>	<p>当社は、本表(2)欄から(6)欄までの工事費を要する工事と異なる工事であって、当社と専用契約者が別に定める内容の工事を行う場合は、開通サポート工事費を適用します。</p>				
<p>(8) 工事費の減額の適用</p>	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>				

2 工事費の額

- (1) 専用回線の設置、専用サービスの品目の変更、インタフェースによる区別の変更、超高速品目のサービスクラスの変更、帯域設定による区別の変更、中継回線の符号伝送速度による区別の変更、取扱所回線の1芯式と2芯式の区別の変更、専用回線の移転若しくは一時移転、取扱所回線多重の利用、加入者回線多重の利用、中継区間二重化の利用、付加機能の利用、回線終端装置の種類の変更等、端末設備の設置、移転又は回線相互接続に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 回線接続等工事費	(ア) (イ)以外の場合	① ② 以外の場合	A B 以外の場合 取扱所回線1回線ごと又は加入者回線1回線ごとに
		B 取扱所回線多重又は加入者回線多重の場合	2の取扱所回線又は加入者回線以降、1の取扱所回線又は加入者回線ごとに

		② イーサネット専用サービス（第3種イーサネット専用サービスの場合に限ります。）の場合	A B 以外の場合	取扱所回線1回線ごと又は加入者回線1回線ごとに	20,000円 (22,000円)
			B 取扱所回線多重又は加入者回線多重の場合	2の取扱所回線又は加入者回線以降、1の取扱所回線又は加入者回線ごとに	5,000円 (5,500円)
(イ) 付加機能に関する工事費		① ②及び③以外の場合		1の専用回線ごとに	1,000円 (1,100円)
			② インタフェース二重化機能に係るもの	1の工事ごとに	1,000円 (1,100円)
			③ VLANタグ変換機能に係るもの	1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)
イ 回線終端装置等工事費					別に算定する実費
ウ 屋内配線工事費	(ア) 既設配線を利用しない場合	ケーブル配線以外の配線	1配線ごとに	4,800円 (5,280円)	
		ケーブル配線	1配線ごとに	16,300円 (17,930円)	
	(イ) 既設配線を利用する場合	ケーブル配線以外の配線	1配線ごとに	2,400円 (2,640円)	
		ケーブル配線	1配線ごとに	9,600円 (10,560円)	

エ 機器工事費	回線接続装置		別に算定する実費
オ 開通サポート工事費		1の工事ごとに	別に算定する実費

(2) 専用回線等の利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 利用の一時中断の工事	回線接続等工事費	(ア) (イ)以外 引込線1回線ごと、取扱所回線1回線ごと又は加入者回線1回線ごとに	2,000円 (2,200円)
		(イ) 取扱所回線多重又は加入者回線多重の場合 2の取扱所回線又は加入者回線以降、1の取扱所回線又は加入者回線ごとに	1,000円 (1,100円)
イ 再利用の工事			(1)の工事費の額と同額

第3表 附帯サービスに関する料金等

第1 証明手数料

1 契約ごとに 300円(330円)

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

料金表別表

複合利用割引の適用

ア 当社は、イに定める条件を満たす専用契約者（臨時専用契約に係るものを除きます。）から申出があった場合には、その専用契約に係る回線利用料について、第1表第1類2-1-1(2)イ(イ)Bに規定する額を適用せず、1の契約ごとに次表に規定する額をそれぞれ適用（以下この表において「複合利用割引」といいます。）します。

基本回線専用料

1の契約ごとに月額

距離区分		料金額
回線距離	20kmまでのもの	468,000円 (514,800円)
	40km "	741,000円 (815,100円)
	60km "	1,014,000円 (1,115,400円)
	100km "	1,482,000円 (1,630,200円)
	200km "	1,560,000円 (1,716,000円)
	300km "	2,262,000円 (2,488,200円)
	600km "	2,418,000円 (2,659,800円)
	600kmを超えるもの	3,432,000円 (3,775,200円)

イ 複合利用割引の申出を行うことができる条件は、次のとおりとします。

(ア) その専用契約が、ハイウェイインタフェースの100Mb/s品目に係るもののうち、帯域設定型に係るものであって中継回線の符号伝送速度が100Mb/sのものであること。

(イ) 1の複合利用回線群（その専用契約者が指定する当社の提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限りません。）に係る契約により構成されるものであって、その専用契約者に係るもの（その専用契約者と業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものを含みます。）をいいます。）の料金額の年間累計額（前12料金月の累計額とします。）が30億円(33億円)以上であること。

ウ 複合利用割引は、その申出を当社が承諾した日（専用契約の申込みと同時にその申出があった場合は、その専用サービスの提供を開始した日）から適用します。

エ 当社は、複合利用割引に係る専用契約の解除若しくは品目（アに規定する品目を除きます。）の変更があった場合又はイに規定する条件を満たさなくなった場合には、複合利用割引を廃止します。

(注) この欄のイの(イ)に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、電話等サービス、専用サービス、パケット交換サービス、IP伝送サービス、IP通信網サービス、イーサネット通信サービス及びUniversal Oneサービス（イーサネット通信サービスから移行したものに限りません。）とします。

別表 削除